

鳥取県の風土と一体化した 歴史的環境広域保存地域計画の策定に当たって

田中 幸治郎

(鳥取県教育委員会文化課長)



本県は、美しい自然に恵まれ、かつ多様な遺跡の豊庫である。海岸部から丘陵地帯にかけてクロマツやアカマツにシイ・クリ・コナラが混交する樹林が展開し、住居跡・古墳・社寺・城跡等々がそれらの内に点在して、各地域の文化圏を形成し、特異な歴史的景観を保持している。しかし、最近の著しい経済成長に伴い宅地造成・ほ場整備など各種の開発が急速に進んだため、古来の風土をしのぶような貴重な自然さえ失われつつあり、史跡や古社寺などの文化財の背景となっている由緒ある歴史的環境の広域な保存を図ることが文化財保護行政の急務となってきた。

そこで手始めとして、五十―五十一年度にかけて専門的な分野から広く県内外の実態を調査し、特色のある区域の広域な保存と活用についての構想を明らかにすることにした。

〈調査〉

一 調査の目的

- 1 県民生活と密着した文化財の保存と活用のあり方
 - 2 風土と一体化した歴史的環境の広域保存と活用のあり方
- ### 二 調査の方法
- 1 全国の「風土記の丘」建設に関する資料収集
 - 2 各地「風土記の丘」の調査
 - 3 県内の文化財集中地区の調査
- ### 三 調査結果に基づく問題点
- 1 全体計画について

- (一) 県内主要遺跡との関連性がうすい。
- (二) 周辺の開発が目立つが、その調整と区域の拡大が必要である。
- (三) 民有地を規制するとともに、全域の公有化を推進する必要がある。
- (四) 用地買収及び資料館建設に多額の経費と労力を要する。
- (五) 資料館と県立博物館の性格を明確にする必要がある。

四

- (六) 整備のために遺跡・遺構の損傷が見られる。
 - (七) 計画的な調査に基づく整備が必要である。
- ### 2 管理運営について
- (一) 財団法人に業務委託している。
 - (二) 資料館に学芸員等専任職員が少なく、資料収集・展示活動に特色を欠いている。
 - (三) 広大な区域で、維持管理がむずかしい。
 - (四) 巡回路の整備が不十分。交通の便が悪い。

まとめ

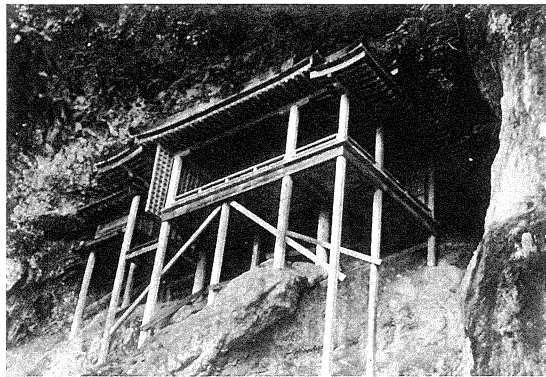
本県の現状をみるに、それぞれの地区で個々の文化財についての保存計画がみられるものの相互の関連性に乏しく、大規模な開発事業に対処するには不十分であるため、今後は広域な文化財保存計画の先行が必要である。また、先進県の「風土記の丘」は、その県を代表する史跡を中心として一県一地区が選定されているため、県内にある他の遺跡との関連が比較的うすく、本県のように文化財の密集している地域が全県下に広がっている場合には、この点を十分考慮したうえで、県の総合開発計画に相まって広域な保存計画を樹立することが望まれる。

〈広域保存基本構想の策定〉

五十―五十一年度の調査結果をたいて広域保存の基本構想を立案するため、県文化財保護審議会建造物部会・史跡埋蔵文化財部会・名勝天然記念物部会を中心に、県企画課など関係各課と文化財の集中している地区の教育委員会が参画し、県文化財保護審議会の答申を得て広域保存基本構想の策定をみた。

一 基本的な考え方

- 1 個々の建造物・遺跡・樹木・地形だけでなく、それらと一体となっている歴史的・自然的景観を含めて、それらを総体として保存・活用の対象と



三徳山三仏寺の投入堂(国宝) (東伯郡三朝町)

三 広域保存の方法

1 保存対象地域については、文化財保護法、県及び市町村の文化財保護条例、自然公園法、県立自然公園条例、自然環境保全法、自然環境保全条例、都市計画法、風致地区条例、森林法、農地法、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律等の現行法の有機的な活用と、国土利用計画法の有効な運用により保護を図る。

2 遺跡及び貴重な動植物・地形・地質の所在が認められる土地については、関係法令の定めるところにより、計画的に指定の促進を図るなど、公共の土木事業が行われないように努める。

3 農業振興地域に指定されている区域については、特に貴重なものを除き農用地としての利用を優先することとするが、農業関連事業の実施に当たっては、遺跡等の保護が図られるよう努める。

4 史跡等に指定し、整備し、県の歴史を学術的に解明するため、遺跡の計画的な発掘調査を行う必要がある。そのためには、県立埋蔵文化財調査センターを設置して、県の調査研究機能を明確にするとともに、市町村の調査体制の拡充整備を図る。

5 史跡等の主要な部分については、発掘調査に基づいて、歴史公園・史跡公園(風土記の丘)を含む、などとして往時をしのび得るような施設の整備を図る。また、この地域の歴史的意義の理解に役立てるため、歴史民俗資料館の建設促進に努める。

6 保存対象地域は、可能な限り自然公園または都市公園に編入して、積極的に整備活用を図る。

して久松山地区ほか三地区

以上が保存対象地域で、おおむねその中心となつていて、史跡等から展望できる範囲である。



彩色壁画が発見された掘山古墳 (国指定史跡<子定>) (岩美郡国府町)

7 学校教育や社会教育の場で、地域の自然や歴史の理解を深める学習を展開するとともに、文化財愛護住民組織の育成強化に努める。

以上が「鳥取県の風土と一体化した歴史的環境の広域保存基本構想」の概要である。

〈広域保存地域計画の策定〉

貴重な歴史的遺産を、その背景とともに広域的観点から保存することが、県民に課せられた重要かつ緊急な課題であるとの県文化財保護審議会の指摘は、国の定住圏構想にもつながる総合的な地域計画である。そこで、今後の具体的な方向づけをするため、文化庁の指導も得て、学識経験者・行政機関の職員による歴史的環境広域保存調査委員会を発足させ、五十三・五十四年度の二か年計画で、広域保存基本構想を基礎に各対象地域内の遺跡の詳細な分布状況を把握し、次のような歴史的環境の広域保存に関する具体的な内容を検討することにした。

一 広域保存地域計画に関する基本構想の策定

1 鳥取県の風土と一体化した歴史的環境広域保存の理念

(一)文化財をその存在している風土的背景とともに一体的に歴史的空間として広域保存するとい

う趣旨を、その必要性と可能性の両面から意義づける。

二 地区別基本構想の策定

1 〇〇地区の保存整備の構想

地区の風土の特性と開発動向を基礎に、地区の位置づけと歴史的環境に関する広域保存の整備方向を構想する。

(一)地区の風土の特性

(1)気象・植生等自然的環境、及び地質・地形等土地条件を、既存統計資料・土地分類図・航空写真・現地踏査等により整理分析する。

(2)歴史条件の解析

遺跡の分布図及び基本資料(所在図・範囲、性格、所有者、地籍図)を作成し、地区の歴史的背景を整理分析する。

(3)人文条件の解析

既存統計資料により、人口・産業・文化等の状態を整理分析する。

(二)地区の開発動向と問題点

(1)地区開発の状況

都市施設等社会資本投資の整備動向、民間の私的開発の動向、並びに行政的規制・助成の状態などを土地利用の観点から整理把握する。

(2)地区保存に関する問題点

歴史的環境広域保存の立場から前項開発状況との関連において問題点を整理する。

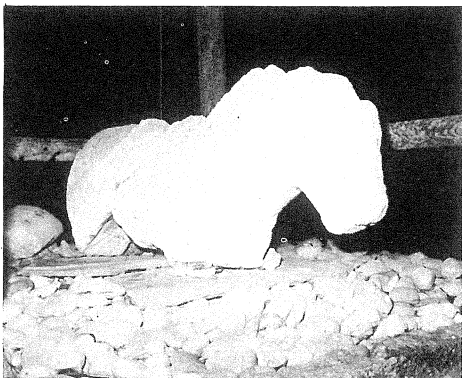
(3)計画課題の設定

前項の問題点を基礎に広域保存達成のための課題を設定する。

(三)歴史的環境の保存体系

(1)地区の歴史的環境保存のためのフレームづくり

地区の歴史的環境保存のためのフレームを、



石馬(重要文化財) (西伯郡淀江町)

三 地区別基本計画の策定

1 〇〇地区の保存整備の計画

歴史的環境の広域保存のための土地利用の方針を明らかにし、それを前提とする整備計画・事業計画・管理計画を具体的に検討する。この段階では、特に関係諸機関との協議調整・地区住民との対話・史料とフィールドワークによる歴史地理学的考察を積み重ね、整備の基本とする。

(一)土地利用の計画

歴史的環境広域保存のための土地利用のあ

り方を、都市計画・農村計画・自然保護計画・文化財保護計画との関連において検討する。

(二)保存整備の方針

文化財は、生活環境の一構成要素であるとの観点から、その保存整備を総合的な生活環境整備として位置づけ、生活・文化・産業をいづれも充足する多面的な魅力を創出する整備方向を検討する。

(三)事業の計画

地区内各拠点地区の歴史的修景のあり方、野外学習のための歴史民俗資料館、埋蔵文化財調査センター、復元整備、園路等施設計画などを最小限必要な範囲においてデザインする。

(四)管理の計画

文化財とその存在をイメージづける背景をなす自然環境とか集落などをも含む広域的な歴史的環境を適正に維持管理するための方策は、最重要課題の一つである。この維持管理のあり方を、行政的な規制・助成による手法と、住民サイドの主体性を生かす手法の二面から検討する。

(五)まとめ(提言)

歴史的環境の広域保存に関する以上の成果の意義と、保存整備過程における各段階において生ずると予想される問題点と課題を整理する。

以上が鳥取県の風土と一体化した歴史的環境広域保存地域計画策定のプロセスであるが、現法体系のもとに、歴史的・自然的背景を含めて史跡等の文化財から展望できる景観を保全するということは、至難のわざである。そのためには、地域住民の合意が得られる国・地方公共団体の法令の制定を含めた新しい施策が肝要となってくる。

心を豊かにし生活に潤いをもたらす

文化活動 — 島根県の文化行政 —

福田 治夫

(島根県教育庁文化課長)

はじめに

島根県は、出雲・石見・隠岐の三国より成り立っている。出雲・石見地域は日本海にそって東西一八〇キロにもおよぶが、南北は広いところでも五〇キロ余にすぎず、帯状の細長い地形である。隠岐は島根半島の北方約六〇キロの海上にあり、島前・島後の島から成っている。古来、この三国は地理的、風土的環境を異にし、相互交流が少なく独自の文化が発達してきた。特に出雲地方は農耕地帯として発展し、山間には鉄が海岸には漁業もあり豊かな文化を生み出した。このように風土・歴史を異にし、地理的にも谷間の生じやすい県土にあって、文化の谷間の生じないよう地域に根ざした県民文化を育てるため、県民の一人ひとりが優れた芸術に接し、自らの文化的教養を高めるとともに先人の残した貴重な文化財を保護、活用することによって文化的環境の醸成に努め、心豊かな住みよい郷土の実現をめざしている。以下、本県文化行政のいくつかを紹介することとした。

一 芸術文化の振興

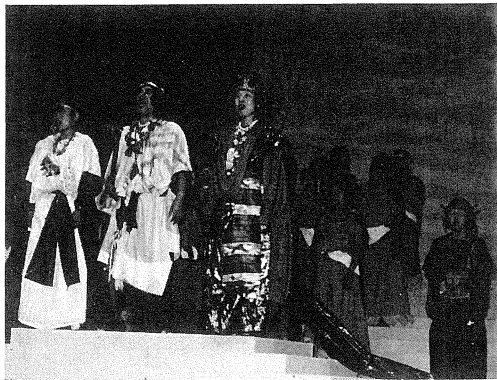
地域の文化活動は、その成果や水準の高さもさることながらすべての県民が参加することによって心の豊かさを培っていくことが大切であることから、島根県芸術文化祭の開催を軸として市町村教委と連携のもとに日常的な文化活動への積極的な参加を呼びかけている。

(1) 第十六回島根県芸術文化祭

県民の創作活動を奨励し、芸術作品の公演発表を促すことによって芸術文化活動の振興を図る目的で実施しており、県民の文化行事としてすっかり定着した感がある。

(ア) 美術部門—総合美術展(県展)

日本画、洋画、書、工芸、彫塑、写真、デザインの一部門について広く県民から公募し、優秀作品は表彰の上十一月の文化の日を中心に一般に公開する。また、会場についても特定地域に偏らないよう移動展も行っている。近年作品が大型化し、底辺のレベル向上がみられる。



創作ミュージカル「くにびき」の一場面

(イ) 文芸部門
詩、短歌、俳句、川柳、散文、の五部門について県民から公募し、優秀作品は表彰の上文芸誌「島根文芸」に掲載し、発表する。また、文芸活動の一環として島根県文芸大会を開催し、中央講師による講演会にあわせて各部門ごとに研究協議する。応募者も漸増し、特に婦人層の間で書くことによって自立的に生きようとする傾向がみられ、文芸活動の占める功績は大きい。

(ウ) 芸能部門

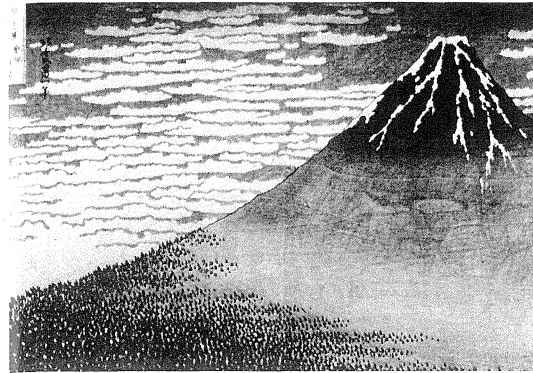
県下の芸能団体三六団体が構成している島根県芸能文化協会の中から、邦舞、洋舞、演劇、邦楽、洋楽の五部門について、毎年度芸術祭参加作品を選考し公演している。昨年度は「くにびき国体」の公開

種目としての「スポーツ芸術祭」に協賛公演し、本県では初めてという、神話を題材とした本格的なミュージカル「くにびき」を、原作、脚本、作曲、演出はもとより全出演者が県人というまったくの手づくりによる創作舞台を上演し、好評を博した。

(2) 芸術鑑賞機会の提供

優れた舞台芸術の鑑賞を通して、県民の芸術文化に対する関心と創作意欲を高めるため文化庁主催によるオペラ、歌舞伎などの移動芸術祭巡回公演を誘致する。一方へき地等で文化交流に恵まれない地域の児童・生徒を対象に、青少年劇場、児童演劇巡回公演等を開催し情操の醸成に努める。

(3) 浮世絵コレクション披露展の開催



新庄浮世絵コレクション 凱風快晴 葛飾北斎（富嶽三十六景）

松江市出身の浮世絵収集家新庄二郎氏所有のコレクションを購入することができた。このコレクションは三七〇点余から成り、広重、北斎、清親等の風景版画の優品を重点に、歌麿等の美人版画、さらに江戸初期肉筆風俗画を加えたもので、その収集はいくらに数を追いつめるのではなく、保存良質を選んで集められており、珍品や国内一級の名品も数多く、ひととき高質の高いものである。県立博物館では広く県民に鑑賞していただくため県下数か所で披露展を開催する。

二 文化財の保護と活用

本県は豊かな自然環境と歴史的風土に恵まれ、我々の祖先が守り伝えてきた数多くの文化財を有している。これを保存し後世に伝えるとともに県民文化の向上発展に活用することは我々の責務でもある。近年文化財の保護思想はしだいに県民の間に浸透しつつあるものの急激な近代化や開発の進展は、文化財の保存に大きな影響を与えており、長期的展望にたった保護行政施策が望まれたところから、島根県文化財保護審議会からの答申を指針として施策を進めている。

(1) 文化財の指定・調査の促進

国指定物件は、明治三〇年の「古社寺保存法」大正八年の「史蹟名勝天然記念物保存法」により、文化財保護法制定までに一二五件が指定されていた。一方県指定は、昭和三〇年の県文化財保護条例制定以来行われてきており別表のとおりである。指定の

指定文化財の種目別件数一覧 (58.6.7現在)

種別	有形文化財		無形文化財		民俗文化財		記念物	
	建造物	文書	工芸技術	無形	無形	無形	史蹟	名勝
国指定	15	8	2	2	13	10	77	23
県指定	22	21	4	4	92	2	92	2
計	37	29	6	6	105	12	174	25

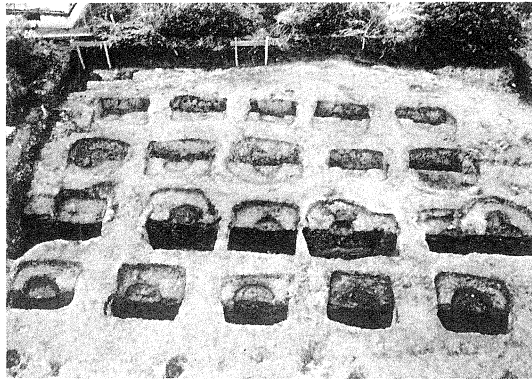
国指定の()内の数字は、国宝と特別天然記念物の件数で、内数を示す。

査地区に区分し、一三名の調査員の協力のもとに実施する。

(ウ) 生産遺跡分布調査

本県の「たたら」は、その質量とも全国に誇るべきものといわれている。今日でも全国の刀匠のために高質の玉鋼を供給すべく日本でただ一か所の「たたら」操業が行われているところでもある。しかしながら「たたら」操業がどのくらい古くから行われているか、地域にどの程度の密度で分布しているか不明な点が多いので、その実態を調査し分布図を作成する。なお、玉作跡、窯業跡等についても今後分布調査を実施することとしている。

(エ) 埋蔵文化財発掘調査



出雲国山代郷正倉跡

〇八雲立つ風土記の丘地内遺跡確認調査
風土記の丘周辺には、出雲国府に関連する遺跡が多く、風土記の丘管理計画策定のため毎年度計画的に発掘調査を実施している。

〇中国横断自動車道建設予定地内遺跡発掘調査
五七年度から三か年計画で、日本道路公団広島建設局の委託を受けて発掘調査を実施している。

〇住宅団地造成予定地内遺跡発掘調査

浜田市および安来市における住宅団地造成予定地の発掘調査を県の住宅供給公社の委託を受けて実施している。弥生時代の住居跡、家形石棺を内蔵した横穴群等が発見されている。

〇電力送電鉄塔建設予定地内遺跡発掘調査

中国電力松江支店の委託を受けて鉄塔建設予定地を部分的に調査するが、出雲国府跡近辺なので関係する遺跡が発見される可能性もある。

(2) 文化財保存管理の徹底

(ア) 文化財パトロールの実施

指定文化財をはじめ、埋蔵文化財包蔵地などの各種文化財が開発その他の原因により破壊されることを未然に防止し、保護の万全を期するため、六〇人の文化財保護指導委員を委嘱し定期的な巡視と必要な指導を行っている。

(イ) 文化財集中地区の整備計画策定

文化財が集中して存在し、その地方の歴史的、風土的特性を形成している地域を選定し、その広域的保存をはかり、学術、教育あるいは観光面で活用するため、五八年度から総合整備計画策定に着手している。五八年度からは第二期計画として全国的に知られる「石見銀山遺跡」について、地形観測、主要遺跡の遺構確認調査、銀山関連地域内歴史資料調査、銀山街道及び町並み調査等を実施し、六一年度に整備計画基本構想をまとめることとしている。

ための調査は、文献調査と現地調査をくり返して候補物件の歴史的、学術的あるいは芸術的な価値を位置づけることが大切である。指定することは一面ではそのものの顕彰となるが、反面規制をかけることになり、特に居住している建物や土地に関する記念物となると一度や二度の説明では納得してもらえない。買上げを前提として臨まなければならない場合が多く対応が非常に困難なものとなる。

(イ) 民俗文化財分布調査

経済の発展、社会構造の変化は、本県においても伝統的な生活様式、風俗習慣等を急変させており県内の民俗文化財の種類とその分布の実態を、五七年度から五八年度にかけて調査し、保護対策の基礎資料とする。調査地区は、生活様式の地方的特色を考慮して、分布が偏らないよう、県下を一七〇か所の調

(ウ) 山代郷正倉跡の整備保存

昭和五四年松江市の南郊大庭町で宅地造成中に発見された遺跡は、奈良時代から平安時代にわたる顕著な正倉遺構で、出雲風土記に見える山代郷正倉にあたると思われる。律令時代のきわめて規格性に富む建物群で屈指の規模をはこぶ公的建物跡として、五五年二月国指定史跡となったもので、五七年度で用地取得を完了し、五八年度から環境整備を進め史跡公園として保存し、活用していく考えである。

(エ) 開発と埋蔵文化財の調整

開発との調整については、公的には県・市町村の土地利用調整会議で協議しているが、調整会議にかかる時点ですべてに計画変更が困難な場合が多い、したがって、行政の横の連絡、事業者への説明会の開催、文化財保護指導員によるパトロール等により計画の早期入手をはかり、調整に努めている。

(3) 文化財保護思想の普及啓蒙

文化財は、県民の文化向上のために活用されてこそその真価を発揮するし、また文化財愛護思想も生まれてくる。文化財行政はそうした下地づくりや啓蒙に取り組むことが重要である。このため、文化財調査報告書の刊行、文化財講座の開設、風土記の丘資料館における普及活動の実施、全国民謡祭への参加などの普及活動に併せ、文化財愛護団体の組織づくりがある。昭和四一年から文化庁の企画のもとに文化財愛護モデル地区の指定と文化財愛護地域活動の推進が行われ、その中でも文化財愛護少年団の結成を奨励してきた。現在も地域にあって活発な活動が続けられている。全県的な組織としては、島根県文化財愛護協会があり、これに対して県費助成するとともに組織のひろがりや充実した活動を支援している。

「心のふれあいとうるおいを求めて」

岡山県の文化行政

近藤 信司

(岡山県教育委員会文化課長)

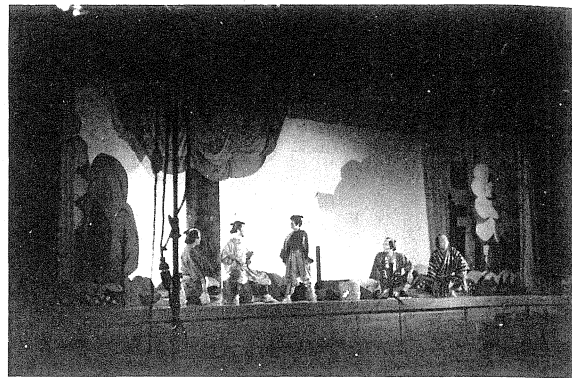


はじめに

岡山の地は、古来吉備の国として、瀬戸内海に面した温暖な気候と、古代から鉄、米、塩などの産物に恵まれ、大和や北九州と並んで豊かな文化の栄えた土地柄であり、貴重な文化遺産が数多く残されている。

県南の総社市、山手村、岡山市にまたがる吉備路風土記の丘(八八七ヘクトール)には、仁徳・応神・履中の三天皇陵について日本第四位の前方後円墳で、全長三〇メートルに及ぶ造山古墳があり、また、吉備津彦命の温羅退治伝説で名高い鬼の城などが、古代吉備文化の香りを今に伝えている。

時代はくだつて、常滑・瀬戸・越前・信楽・丹波とともに中世六古窯の一つとされ、見ばえはせぬが捨てきれぬ幽玄の美があるところから、井伏鱒二が「女房の味」と評したという備前焼や、備前長船に代表される日本刀は、つとに有名であり、また、美術方面でも、雪舟や浦上玉堂など歴史に名高い文人



青少年劇場巡回公演「花のき村と盗人たち」(劇団世代)

であり、行政サイドとしても創作発表の場の設定とその奨励を行うことが必要である。

本県では、芸術祭の参加部門を、(ア)総合、(イ)美術(ウ)音楽、(エ)演劇、(オ)舞踊、(カ)文芸に分け、経費の全額又は一部の補助を行っているが、県美術館や合唱コンクール等、毎年定期的に開催している発表とは別に、特に思いきった場を設定し、実験的な活動を展開しようとするものが芸術祭中心公演である。

今年度は「演劇・おかやま⁸⁰」というタイトルで、県内外で創作活動を継承している自立三劇団の合同公演を企画した。

墨客を多く輩出している。更に、明治以降日本近代洋画の先覚者となった松岡寿、原田直次郎らの業績は、岡山県洋画界に輝かしい伝統を今に引き継いでいる。このように岡山県は、古くから歴史と伝統に輝く優れた文化の栄えた地であり、これを基に、新しい地域文化の創造を目指し、文化行政を展開しているわけであるが、そのうちいくつか特徴的なものを説明することとしたい。

一、芸術文化の振興

(1) 岡山県芸術祭

昭和三十九年度から実施している岡山県芸術祭は、中央の優れた芸術を誘致して、広く一般に公開し、芸術鑑賞の機運を醸成するとともに、県民の意欲的な公演発表を促し、芸術創造の進展を図るもので、今年度で第七回を数えている。

この芸術祭を大別すると次のようになる。
ア 芸術祭記念公演

演目は、劇団ひびきが「影武者桃太郎」、劇団飯面団「デスマッチ、パートII」、劇団岡山新劇場、岡山版「おつごもり」で、いずれも岡山をテーマにした創作劇であり、三話を三時間にまとめ、二回公演を行った。

また、定期的な事業であるが文芸分野の特色ある企画として県文学選奨を挙げることができる。これは本年で十五回を数える文芸コンクールであり、募集部門は、小説、詩、短歌、俳句、川柳、童話で毎回六〇名を超える応募者がある。過去十五年間の入賞者は九十三名(佳作、二十二名)で、このうち約四割にあたる三十六名が女性で占められている。なお、入賞作及び優秀作を収録した「岡山の文学」を刊行している。

このように県の芸術祭が県民の鑑賞活動や創作活動の推進力となっていることは確かであるが、十数年を経た芸術祭は、今一つの見直しをせまられている時期でもあり、解決せねばならない問題点も山積している。

二、文化財の保護保存と活用

(1) 文化財の指定

瀬戸内の温暖な気候に恵まれた岡山県は、古代から吉備の国として栄え、文化遺産は多種多様に継承され保存されている。なお、県内の国指定及び県指定文化財の指定状況は別表のとおりである。

岡山県の特徴として主なものをおあげると、建造物では、国宝の吉備津神社本殿・拝殿、閑谷学校講堂等をはじめとして社寺、民家など中世から近世初頭にかけて、重点的にバラエティーに富んだ指定が行われている。さらに、成羽町吹屋地区、倉敷などに伝統的建造物群保存地区を設け、優れた町並の一体

記念公園は毎年九月から始まる芸術祭の開幕を飾る公演として実施しているもので、今年は九月に落語鑑賞会を実施した。通常この種の公演は、中央の芸術家と地元団体の合同公園の形をとることが多く、今回も、十代目柳家小三治と「岡山落語」大学連合会により、満員の観客に落語の本当の楽しさを満喫してもらったことができたと自負するものである。

イ 優秀芸術鑑賞会

優秀芸術鑑賞は、文化庁移動芸術祭巡回公演、青少年劇場巡回公演などの優秀舞台芸術鑑賞会と、名作展、郷土作家展などの美術展から成っている。文化庁移動芸術祭巡回公演は、昭和四十六年以降現在までに十種目、四十四公演を実施しており、本県芸術祭に定着しているが、会場となる文化施設の整備状況から県南西部にかたよりがちであり、青少年、こども芸術劇場の開催も含めて、県東、北部の公演が少なくなっている。

ギャラリ部門の名作展は、昨秋の「日本の立休派」で第十九回を、郷土作家展は、「平櫛田中展」で第十回を数えた。

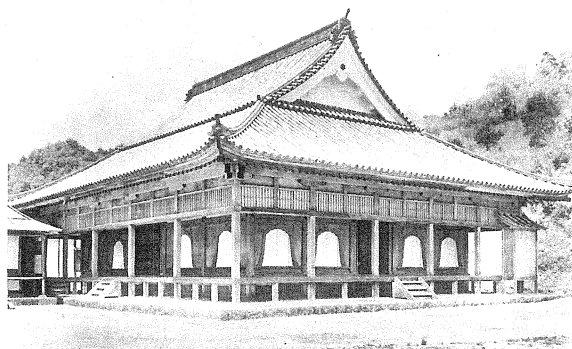
郷土作家展シリーズは平櫛田中のほか、中山巍、原田直次郎、赤松麟作、国吉康雄、坂田一男、竹久夢二といった全国水準にある著名な作家の作品展で、鑑賞層も広範囲である。しかし、名作展の場合は、特に現代美術を紹介した「日本の抽象絵画」、「日本の幻想派」などは、一級品が展示されているにもかかわらず、やや敬遠されがちであり、鑑賞層の開拓が今後の課題として残っている。

ウ 創作芸術発表公演

芸術文化活動の振興は、第一級品の鑑賞とともに、県民自らすすんで創作活動に参加することが不可欠

化した保存を行っている。ただし、岡山県は中世の戦乱が激しかったこともあって、鎌倉時代までの建物は残っていない。しかし、最近の近世社寺緊急調査により、近世の社寺は、数千棟も存在することが判明し、今後の指定保存が望まれている。また、明治以後の近代建築の保存も今後の課題となろう。

彫刻・絵画で指定されているものは、地方作でなく、中央の専門仏師等によるもので、優れた作品が多い。工芸・考古では、重要文化財の七割を占めるという刀剣が国宝、重要文化財に多く指定され、また、伝統の備前焼も古備前の優品が数多く指定され、



国宝 旧閑谷学校講堂(備前市)

保存されていることは本県の特徴である。記念物では、全国で四番目の規模を誇る造山墳、寺院跡などが逐次公有化され、今後その整備と活用がまたれている。無形民俗文化財では、備前焼や木工芸作家など、技術保持者の指定を受け、後継者の養成がなされ、その伝統が保たれている。また、国指定の備前神楽、白石踊など、地域の伝統芸能をはじめとして、県北特有の地下芝居が舞台とともに保存活用されていることも特筆される。

(2) 文化財の啓蒙と活用

文化財が指定・保存されることにより、その普及と活用は重要な意義を持つてくる。本県では、文化財総合調査、指導者講習会、愛護モデル地区の設定などにより、啓蒙活動がなされている。また、風土記の丘の古墳、寺院跡などの文化財と周辺の自然とを一体として保存し、さらに郷土館を設けて、地域の文化財を展示し、その活用に役立てている。

その他、方言調査、民俗資料調査、歴史資料調査などあらゆる分野で調査事業がなされ、今後の保存活用の資料収集につとめている。

なお、本県では、こうした文化遺産や美しい自然を保護し、伝統に根ざした新しい地域文化の創造を目指して、昭和五十四年十一月に、岡山県郷土文化財団が設立されており、基本財産として県、市町村、民間の出資で二億円を確保し、更に五十九年度までに十億円の基金を積み立てる計画である。これは一般県民が会員となって、自ら郷土の自然と文化を守り育てていこうとするものであり、今後は、行政サイドと両者あいまって、貴重な文化財を後世に伝えていくことが肝要である。

三、埋蔵文化財

別表 岡山県内指定文化財件数
(55.12.1現在)

区 分	有形文化財						記念物			無形文化財	民俗文化財			伝統的建造物群保存地区	総計
	建造物		美術工芸品				史	名勝	天然記念物		有形民俗文化財	無形民俗文化財			
	建造物		彫刻	石造美術	絵画	工芸考古									
国指定	38	8	17	16	41	3	36	11	13	1	1	2	2	189	508
県指定	37	47	36	12	67	6	42	5	28	9 (13人)	5	25		319	

昭和四十二年の山陽新幹線建設に伴う発掘調査が、本県における大規模開発関係の最初の事例であった。以後十数年を経過したわけであるが、その多忙さは年々増す一方である。河川改修事業、瀬戸大橋建設に伴う事業、山陽自動車道建設に伴う事業等大規模開発は、ここの分休むことを知らない。

その他、区画整理事業、ほ場整備事業、土取り、宅地造成等、中小規模のものも目白おしである。

現在、本県の埋蔵文化財専門職員は二十二名であり、市町村の職員が三市一町合わせて十名という現状である。この人員で県下各地の発掘調査を実施することはなかなか困難であり、市町村を含めた調査体制の整備が緊急の課題である。

ところで、ここ十数年間の発掘調査により得られたばう大な量の遺物については、岡山市西古松にある文化課分室のプレハブ収蔵庫に約一万三千箱を保管し、一部復元・整理を行っているが、発掘調査に追われて十分な対応ができていない実情にある。



新庄村 神庭谷製鉄遺跡(たたら)

これら遺物については、基本的には県で保管すべき性格のものを除き、出土したそれぞれの市町村に返すこととしているが、受け入れ市町村の施設、人員不足等の事情により、現実にはそのようになっておらず、その取り扱いに苦慮しているところである。

一方、本県における埋蔵文化財調査の拠点となるとともに、遺物の整理・保管や研究、並びに普及啓蒙活動等の機能を果たす県立埋蔵文化財センターの設置が早急に望まれるところであり、その検討を積極的に進めていく必要がある。

広島県の文化行政三十年を省みて

斉藤 清 三

(広島県教育委員会文化課長)



この五月は文化財保護法が制定されてからちょうど三十周年にあたる。この時にあたって、広島県の文化行政のささやかな歩みをふりかえって、その主な事業を紹介したいと思う。

県美術館の開催と県立美術館の建設

戦後の広島県における芸術文化活動は、県美術館の開催によって幕を開けたといえよう。

昭和二十四年六月、広島市内のある百貨店を会場に開催された。日本画・洋画・彫刻・工芸・書の五部門、応募作品約八〇〇点、入選三四〇点。原爆の傷跡がなお残る広島で、文化に対する県民の飢えにも似た欲求に応えたこの展覧会の波紋は大きく、会場には多数の観客が訪れ、大盛況であったといわれる。本年度で三十二回を迎えるが、三十一回展はデザイン・写真を加えて七部門、応募作品三、六七〇点、入選一、三九七点で、展覧会場も広島市の中央展を、はじめ、県内一〇会場で巡回展を行っており、県民の総合美術展として親しまれ、定着しており、また、

作家への登龍門ともなっているところである。県美術館のこのような発展は、県内作家の熱意と関係者の努力によるものであることはいうまでもないが、県立美術館の建設がそれを一層促したといえるうかと思う。

県美術館は第二回以降も百貨店や新聞社などを会場として続けられたが、施設・運営の面から何かと不便が付きまとい、回を重ねるごとに、県立美術館建設を望む声は大きくなり、小学生による一円募金運動が起るなど、運動が高まってきた。そこで、県は昭和三十三年に設計委託料を予算化して、本格的に建設にとりかかり、四十三年三月、ようやく竣工をみることにした。

県立美術館は、①常設展示の充実、②特別展の開催、③展示施設の貸与、を柱にして運営を行っているが、県美術館も特別展のひとつとして、二十回展からここを会場として開いているわけである。

美術工芸の創作意欲の向上とともに、美術団体による貸館の申し込みが増加し、希望に応じきれない



昭和54年度広島県芸術祭の一場面

状況にあり、現在、展示場増設を含め、美術館の整備充実のための検討を進めているところである。

広島県芸術祭の開催

昭和四十四年から毎年秋、県内各地の公立文化施設などで開催して、本年十二回を迎えることになる。当初は「県内の芸術団体のすぐれた芸術活動を公開して、芸術の創造と進展に寄与するとともに、芸術鑑賞の機会を広く県民に提供して、県民文化の向上を図る」としているところ、まさしく、県内の芸術団体の発表にウエートを置いたものであった。第一回は広島邦楽舞踊協会の邦楽・邦舞、広島県民協会の民謡、RCCドラマ・グループの演劇、広島市民交響団のオーケストラ、県内バレエ研究所合同のバレエをその内容としており、第二回も、ほぼ同じ内容で行われた。

ことにしているわけである。

文化財の指定と保存事業の推進

昭和四十六年度から、県芸術祭の趣旨に賛同して公演を行う団体を「参加公演」として取り入れ、さらに、四十八年度から文化庁派遣公演を加えて、一層充実することになった。

現在、県内には公立文化施設が一館あるが、施設の増加とともに、公演の希望が一段と高まっていることが考えられ、これにどう対応するか、また、「参加公演」を一層推進するために、これをどう支援するかなど、多くの課題をかかえている。

なお、昭和四十三年より青少年芸術劇場、四十九年より子ども芸術劇場を開催している。過疎地・島嶼部の子どもたちにも鑑賞の機会を拡大するため、昨年度より音楽と演劇について巡回公演を三〇公演行っているが、今後はこの公演回数をふやし、広く芸術にふれるようにしたいと考えている。

県高校文化祭の開催

県高校文化祭は、第一回の全国高等学校総合文化祭が開催されたのを契機に、演劇・音楽の二部門について実施し、第二回から美術・書道の二部門がこれに加わり、現在、四部門について実施しており、全国大会にもそれぞれ代表を派遣しているところである。

県大会の実施時期が部門ごとに異なっていること、また、未参加の高等学校もまだかなりあること、参加部門数も少ないこと等々、総合文化祭とはいえない面が多く、これらの問題の解決が今後の課題となっている。

本年度よりこれらの課題に対処し、円滑な運営を期するため、高等学校文化祭推進協議会を設置する

ことになっているわけである。

戦後の文化財保護行政は、条例の制定と、新条例による指定からはじめられた。昭和二十七年五月、県条例が制定され、文化財専門委員の積極的な調査と、市町村及び所有者の協力によって、翌年から指定をはじめることになった。現在、県内では国二、三件・県四六一件(四月一日現在)の文化財が指定されている。

これらの文化財の保存管理については、文化庁の指導と協力を得ながら、まず、国宝・重要文化財等の修理工事から取り組んだ。二十五年には厳島神社本社本殿、不動院金堂の修理、及び厳島の災害復旧工事の三件が行われている。これを手はじめに、漸次、修理工事を行い、修理を行う必要があるものについてはそのほとんどを終えている状況にある。

防災関係についても、三十年から設置に取りかかり、最近の指定物件、及び特別の事情のあるものを除いて、ほぼ整備が終わることができている。

民俗文化財の保存と公開を中心に、その実をあげるため、市町村立歴史民俗資料館の建設を進め、現在一三館を数えている。民俗芸能の記録保存も進め、国・県指定の五五件について、カラー映画を作成しているが、本年度で全部について作成を終えることになっている。

史跡等については標識等の保存施設の設置を行うとともに、環境整備を推進してきたが、公有化の一層の推進が、大きな課題となっている。

名勝縮景園の復旧と整備

縮景園は、元和六年、浅野長晟によって築成された庭園で、総面積三六、四三〇平方メートルの小規模のものであるが、県内では数少ない人工名勝のひとつである。昭和十五年、浅野家から県に寄付された。昭和二十年八月、原爆によって、清風館をはじめとする数々の由緒ある建造物はもとより、巨樹名木も焼けたが、戦後しばらくの間は、雑草が繁茂し、目を覆いたくなる惨状を呈していた。

昭和三十三年度からこの復旧に取りかかった。まず、植栽・池の浚渫・橋の修理からはじめ、三十六年から建造物の復旧工事を行った。正門、ついで、清風館の復旧を行い、さらに、四十年から五十年計画で、悠々亭などの小亭を復旧した。最後に残ったのが明月亭であったが、四十九年にこれも復旧することができた。

広島市は原爆によって、昔日の面影は失ったが、縮景園だけがそれを伝えているわけで、文化財の鑑賞の場として、また、市民の憩いの場として、年間約七万人が入園する盛況である。復旧にあたっては文化庁の全面的な支援と指導を受けたことは言うまでもない。今後の課題は毎日の丹精によって、日本庭園としての、あるいは名勝としての品位と趣を、いかにして深めていくかということである。

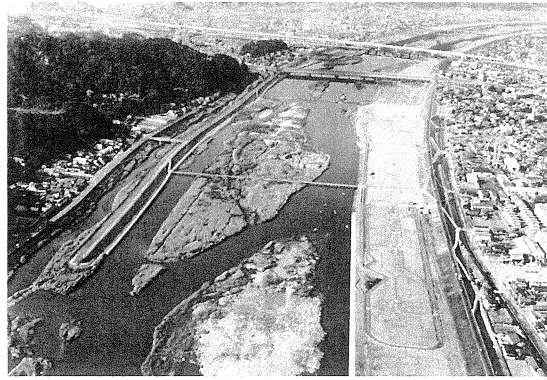
草戸千軒町遺跡の発掘調査

県教育委員会による埋蔵文化財の発掘調査は、昭和二十三年の比治山貝塚からはじまった。殊に、四

十年代に入ってから、地域開発の進展に伴って急増することになったが、特筆すべき発掘調査は草戸千軒町遺跡の発掘調査である。

この遺跡は福山市を貫流する芦田川の河口近くの中洲に所在する。文献は「かつて草戸千軒町ありき」という『備後太平記』（一七六三年刊）を初見とし、非常に乏しい。大正十五年の芦田川改修工事まで、全く幻の町と呼ばれる、眠れる町であった。

戦後、発掘調査を望む声が起り、昭和三十六年から福山市教育委員会の手で行われることになり、三十七、四十年と同市で行われ、四十三年から県教育委員会に調査主体が移り、四十七年まで続けた。



草戸千軒町遺跡

しかし、この調査は短期間で、遺構包蔵地に対し微たるものにすぎなかった。

ところが、建設省は芦田川の河口に堰を建設する計画をたて、五十一年完成を目途に本格的な工事にかかった。

そこで、文化庁とも協議し、四十八年から十五年計画で、現地に調査所を設け、職員六名を配置し、毎年発掘することになった。その後、調査研究所と名称変更し、五十一年に教育委員会の付属機関とし、職員一名を増員することにした。

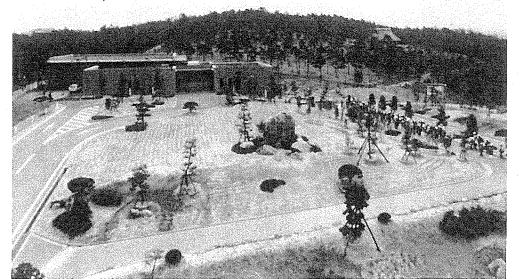
研究所は旧福山保健所の建物を使用し、木製品をはじめ膨大な出土遺物の保存のため、収蔵施設の増設・保存科学処理施設の設置などを行っているが、今後八年に及ぶ調査と研究にいかに対応するか、また、出土遺物の保存と公開のための博物館を早急に建設することがこれからの課題となっている。

なお、調査予定面積は約六三、〇〇〇平方メートルあり、調査後は掘削されることが予定されている。

みよし風土記の丘の建設

三次盆地周辺には約四、〇〇〇基の古墳があり、県下有数の古墳の集中地域となっている。なかでも、浄楽寺・七ツ塚古墳群は代表的な群集墳であり、史跡に指定されている。

この史跡指定地を中心とする二九ヘクタールを風土記の丘とするために、昭和四十八年から事業をはじめ、四十八年に用地買収を行った。四十九年から環境整備や資料館の建設などを行う予定であったが、石油ショックと、それに続く経済不況による財政事情の悪化のため、環境整備を行っただけで、一時、



みよし風土記の丘

中断のやむなきに至った。その後、文化庁の理解と援助を得て、園内に県立歴史民俗資料館を五十二・五十三年度で建設することができ、旧真野家住宅（重要文化財）・横穴式石室の復原などを行って、ようやく五十四年四月にオープンすることができた。

昭和五十四年度には古代住居三棟の復原、集いの家の建設等を行うとともに、資料館の収蔵展示資料の収集、レプリカの作製など、内容の充実を図ったところである。

県では、現在、県北地域定住圏構想の策定を行っているが、風土記の丘はその柱のひとつとして位置づけられることになっており、資料館の増築など、今後の整備充実を図る予定である。

我が県の文化行政

未来をひらく文化の振興をめざして

— 山 口 県 —

河野良輔

(山口県教育委員会文化課長)

伝統的な文化の伝承を踏まえて、新しい文化を創造してゆくための基盤づくりが、文化行政の課題であり、本県では県政の五つの指標の一つである「明日をひらく教育」に基づき、「未来をひらく文化の振興」を重点施策として推進しているが、最近の文化行政のうち、その主要なものについて若干紹介してみたい。

一 芸術文化の振興

(一) 県立美術館の建設

古くから大陸文化渡来の玄関として栄えた本県の、ほぼ中央に位置する山口市は、「西の京都」と呼ばれた大内文化の歴史を今にとどめ、静謐な自然に囲まれた県都である。中でも、旧藩庁跡の県庁前一带は、とりわけ見事な赤松の大本や城隍が続き、まことに得がたい歴史的環境を形成している。

本県では、この一帯を山口県文化センター地区として構想し、これまでに県立山口博物館や県立図書館(県文書館、県視聴覚センターを併設)を建設するなど、県民の文化生活向上のための拠点づくりを推進してきた。これら文化施設に引き継ぎ、昭和五

十二年八月には、五十四年秋の開館をめざして、延べ床面積五千三百二十余平方メートル・二階建の県立美術館建設に着手したのである。

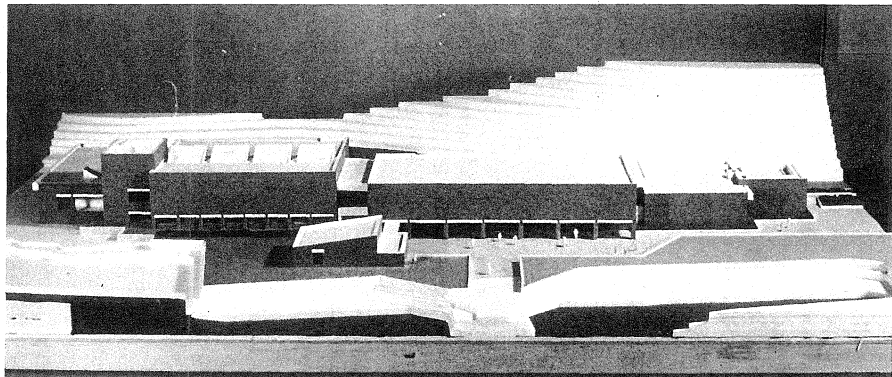
〈参加する「開かれた」美術館〉

県立美術館は、県民の多年にわたる強い要望にこたえ、昨今の社会経済の激動のさ中、これまで以上に、心の豊かさを求める県民の文化的欲求を充たすために、新知事の目指す「文化福祉行政」の目玉として建設されるものである。したがって、あらゆる美術文化活動を展開することのできる場づくりでなくてはならず、単なる鑑賞の場にとどめることなく、県民の作品発表の場、創作、教養修得の場、あるいは憩いの場として、県民が親しく参加でき、それぞれの欲求に対応できる多様な機能を発揮することが望ましいと考えている。

また、その性格も、「山口県の美術館」としての独自なもの形づくり、郷土の自然と歴史にはぐくまれたものの中にひそむ、豊かな人間性を語りかけてくる美術館づくりを目指している。

〈新しい県民の美術文化を生み出す美術館〉

いうまでもなく、本県は、日本美術史上画期的な役割を果たした雪舟をはじめ、藩政時代の雲谷派、



山口県立美術館の完成模型図

近代日本画における狩野芳崖、森寛斎、郷土にあって製作を続け「シベリヤ・シリーズ」の連作を残した香月泰男、伝統工芸の発展に尽した萩焼の人間国宝三輪休和などを擁し、特色のある文化の歴史と伝統を培ってきた。

県立博物館との機能分担において、美術館は主として、明治以降の近代及び現代の美術を対象とする館活動を行うことになるが、この特色ある「本県の美術文化の系譜をじっくり確かめながら」現在の美術文化の流れのうえに、「県民の美術文化が果たさなくてはならない課題を見定め、広く県民の生活のうちに、「新しい県民の美術文化を生み出す」という館の果たすべき使命を十分に認識しながら、専門的な調査に裏付けられた魅力ある館事業を企画し、県民文化の向上のための場づくりに徹して行きたい。

なお、県立美術館の建設に当たっては、その建設基本方針作成の段階から、将来、館活動を推進する研究員を採用し、その機能等について、県内外の専門家の指導を得ながら、検討を重ね、現在に至っている。

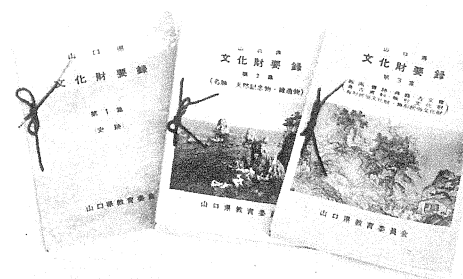
二 文化財の保存対策

(一) 管理台帳の整備

指定文化財の管理の徹底を期すことは、文化財保護行政の中心課題の一つである。

本県には、国指定文化財二〇一件、県指定文化財一九七件が所在し、特に天然記念物は四九件を数え、全国一位を占め、史跡も周防国衙跡、周防鑄銭司跡、綾羅木郷遺跡、萩城跡、萩城地下町など広域な指定地域を占めるものが多く、環境整備事業や現状変更申請などその保存管理には問題が山積している。

そこで、本県では文化財保護行政必携というべき指定文化財の管理台帳の整備を計画し、昭和四十九年度より年額三百五十万円の予算でその編集を進めている。すでに「山口県文化財要録」第一集「史跡・第二集「名勝・天然記念物・建造物」、第三集「絵画・書跡・古文書・無形文化財、民俗文化財」を刊行し、現在、第四集「彫刻・工芸品」の編集中である。本書は加除式の編集をしており、新指定文化財については、逐年追加印刷をする予定である。本書の内容は、文化財保護行政に必要な資料である現状変更、保存事業、管理施設、防災事業などの記録を中心に、指定説明、指定地域の地籍及び地籍図、所在位置図を加えたものである。なお、編集に際しては、戦前の国指定文化財の記録が不備な場合



山口県文化財要録

が多く、官報告示や文化庁所蔵資料の転写が必要である。刊行資料は各市町村教育委員会、図書館、学校等に配布しているが、行政資料と共に文化財愛護普及活動の資料としても役立っている。

(二) 史跡等の保存管理計画の策定

各種開発に对应し、史跡、名勝、天然記念物などの保存を図るためには、長期的展望に立つ保存管理計画（マスタープラン）の策定が急務である。

特に、近年の観光需用の高まりは、豊かな自然、景勝地をクロージアアップし、各種レジャー施設の進出が活発化している。

こうした情勢に对应し、本県では既に五年前から特別天然記念物「秋吉台」の保存の万全を図るため、地元管理団体である秋芳町、美東町に積極的な働きかけと共に、国定公園の指定地でもあるため、自然保護課など県関係課を含めたプロジェクトチームを編成し、三十回に及ぶ地元との協議を重ね二年間をかけて昭和四十八年、山口県、秋芳町、美東町との三者による「秋吉台保存管理マスタープラン」の行政協定が結ばれた。現在は、文化課、自然保護課、秋芳町、美東町の四者による「秋吉台保存管理協議会」を必要に応じて開催し、マスタープランの推進を図っている。

昭和五十二年度は名勝及び天然記念物の指定を受けている「須佐湾」の保存管理計画の策定を国庫補助を得て進めている。須佐湾は昭和三年指定当時の面積が約一〇〇ヘクタールに及び、ほぼ須佐町全域を占めている。近年は国道の整備に伴い観光資源としてクロージアアップされ、今後、開発事業、住宅新築などによる現状変更の増大が予想される。また、経済水域二〇〇カイリ時代がもたらす漁獲制限から、栽培漁業に対する期待も大きく、須佐湾においても湾内養殖場の整備は不可欠である。また、須佐湾は

運輸開発事業に伴う埋蔵文化財の危機は依然として続いている。

国道九号山口バイパス路線内には四地域で推定約二〇〇基の弥生時代から古墳時代にかけての集団墓群が発見され、昭和五十年から本格的な発掘調査を始めた。当初全地域で八基を予想していた古墳が調査が進むにつれてその数を増し、全国的にも貴重な弥生時代から古墳時代にかけての集団墓群となった約四〇基余りが発見された第一地区の調査が終了する時点で、建設省山口工務事務所との間で現地保存についての協議を始めたが、幸い建設省も遺跡の重要性を認識し、現路線使用（トンネル工法の採用）を前提に現在も遺跡保存について具体的な協議を重ねている。



朝田墳墓群一地区

当遺跡は県下はもとより全国的にも学術的価値が高く、且つ一般に公開して理解しやすい遺跡であり、国指定を受けてオープンで保存し、史跡公園として公開することを考えている。

この遺跡保存は、バイパス路線の決定、用地買収完了という段階で、しかも、技術的にも容易でないトンネル工法をとらざるを得ないため、建設省をはじめ多くの機関の協力を請うことになったが、幸い開発と保存との調和を基調に各方面の理解を得て、なんと今でも史跡公園化して保存し、活用していきたいと念じている。

(三) 県立埋蔵文化財センターの建設

年々増大する公共・民間の諸開発に對して迅速かつ組織的に対応し、将来にわたって文化財の保護と開発事業との調整を図るための機関の設置が永年の念願であった。

特に、埋蔵文化財の情報の収集、特殊技能及び知識の研修並びに市町村への指導助言、技術援助を行うと同時に、膨大な埋蔵文化財資料の適正な保管と整理研究を行い、併せて出土した埋蔵文化財の公開展示を図る目的で、このたび県立埋蔵文化財センターの設立に取り組むことになった。

本県では県立埋蔵文化財センターの機能開始を昭和五十五年春に目標を定め昭和五十三年度から設置に向けての調査を開始する予定であるが、既にセンター設置の終わった先輩県市には今後二・三指示を賜りたい。

県立埋蔵文化財センターは、国立埋蔵文化財センターの機能を習い、地方での幅広い埋蔵文化財保護行政に寄与できる機関として、また、県文化センター構想の一翼を担う県民の要望に答える機関として組織と人材の確立・確保を図ってゆきたいと念願している。

指定地域の中心を占める国衙跡二町四方は、総事業費四億七千五百万円で昭和四十九年に公有化を完了し、現在、史跡の保存と活用を進めている。

昭和五十三年度からは、植栽等の環境整備事業と並行して遺構の発掘調査事業も計画しており、管理団体である防府市及び県も共に大幅な予算増を考慮し、積極的に取り組む計画である。

現在の市街地に、国府の原形をとどめているところは全国でも類例がなく、この重要な史跡の保存については、文化庁及び国立奈良文化財研究所の指導を得て万全を期す考えである。

(四) 朝田墳墓群遺跡の保存

国鉄新幹線、中国縦貫自動車道など相次ぐ広域開発に続き国道バイパス建設が県下で進行し、これら



徳島県の文化行政

の振興をめざして

川人 幸夫

(徳島県教育委員会文化課長)

より知事部局に「文化の森」建設準備室を設け、いっそうの文化振興の充実に努めている。こうした面からいくつかの特徴的な点について説明したい。

一 芸術文化の振興

(1) 徳島県芸術祭

昭和四十二年度から実施し、本年度で第十五回を迎えたが、県民の文化の祭典として、できるだけ多くの県民が参加・鑑賞できるように三つの区分（主催、協賛）を設け、毎年九月一日から十二月中旬まで、県内全域にわたり展開している。本年度はその行事の実施数が百六十八に及んでいる。とくに地域文化の振興面から、各市町村文化祭も広く県芸術祭のかかりの中で展開することにして

いる。なお、参加行事を八部門に区分（美術第一、美術第二、音楽、演劇、舞踊、文芸、民俗芸能、映画・放送）し、別に審査制度を設け、優秀と認められるものに對しては、大賞、優秀賞、新人賞をおくことにしている。

このようにして本年度で十五回を重ねた県芸術祭は、各種文化活動の活発化とともに年ごとにその充実さを加えている。その発表、公演数の推移の状況

は次表のとおりである。

年度	主催	協賛	参加	数	計
1	42	8	25	13	46
2	43	10	31	8	49
3	44	8	41	12	61
4	45	13	40	5	58
5	46	16	47	12	75
6	47	21	56	18	95
7	48	20	62	17	99
8	49	21	65	13	99
9	50	22	73	24	119
10	51	27	77	27	131
11	52	25	97	30	152
12	53	24	88	33	145
13	54	25	87	35	147
14	55	26	88	41	155
15	56	22	89	57	168

(2) 市町村文化祭

豊かな地域文化の振興と各市町村文化祭の実施を推進するために、昭和五十年より地域での文化活動に対する補助制度を設けた。

当初は地域の中心になる三町村を対象としたが、現在では県内市町村数（五十）の二分之一をこの対象とし、地域の特徴ある豊かな文化活動を推進している。

また本年度よりこの市町村文化祭を県芸術祭の協賛行事として位置づけ、県芸術祭の主催行事の中の地方巡回の部を組みこむ等この充実を図っている。

(3) 徳島県文化賞

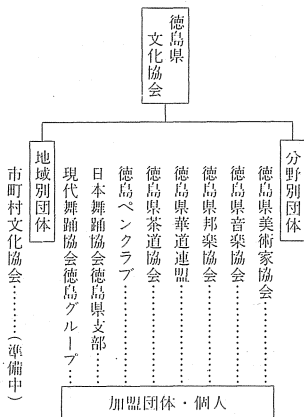
県の芸術文化の向上発展に關し、特に功績顕著な者に「徳島県文化賞」を贈り、これを顕彰するため昭和五十年に制定した。

本年度で第七回を迎えたが、現在までの受賞者には、わが国における音楽人形の頭つくりの第一人者である大江己之助氏（国選定文化財保存技術保持者、徳島県無形文化財工芸技術保持者）や、またわが国書壇にすぐれた業績をあげ、五十六年度日本芸術院賞・恩賜賞の栄誉に輝く小坂奇石氏、日展評議員・審査員である宮本光庸氏（彫刻）等がある。

(4) 徳島県文化協会（財団法人）

徳島県における豊かな文化の伝承・創造と普及発展を図り、県民の文化的生活の向上に寄与すること

を目的とする民間団体として昭和四十八年に発足したが、五十二年二月に財団法人となった。その組織は全県の規模をもつ次の九団体によって構成されている。



現在、地域別団体は未加入であるが、最近市町村における文化活動が活発化するに伴い、文化団体の組織化をはかる機運も高まりつつあるので、将来はこれらを含む組織を整備することを目標としている。

この文化協会の組織による団結が、県内各文化団体の活動に刺激を与えることはもとより、文化振興の大きな支えとなっている。

なお文化協会としての所期の目的を達成するため

- 1 文化諸団体の育成、発展を図ること
- 2 文化の振興普及に關する催しの開催
- 3 文化の振興普及に關する広報、啓発
- 4 各種講習会の開催等、指導者の育成
- 5 文化に關する優れた業績の顕彰奨励
- 6 文化振興策についての調査研究
- 7 国の内外との文化交流
- 8 文化関係機関の施策に対する協力

二 文化財の保護

(1) 文化財基礎調査

県内に分布している文化財の現況把握と保存すべき文化財の基礎資料作成のため、各市町村教育委員会、文化財保護審議委員会の協力を得て、昭和五十一年度より毎年一テーマを設定し、基礎資料の作成をしてきている。

すでに作成したもの及び計画は次のとおりである。五十一年度（板碑を主とする「石造文化財」、五十二年度「阿波の民具」、五十三年度「年中行事・阿波の祭」、五十四年度「阿波の画人」と作品」、五十五年度「中世の古文書」、五十七年度「歴史資料」、五十八年度「建造物」、五十九年度「天然記念物」。（五十七年度以降は計画である。）

(2) 阿波人形芝居の後継者育成

本県の伝統芸能として「阿波人形芝居」のあることは広く知られている。この伝統を継承するために「阿波人形浄瑠璃振興会（昭和二十八年九月発足）」があるが、現在この会員は高齢者が多く、後継者としての若年層の育成が課題であった。幸いにも県内高校で民芸部をもつ学校によって後継者育成の手がかりは得られていたが、卒業後の継続的活動には至っていないかった。

この後継者育成のため、五十六年度に民俗文化財地域伝承活動費の補助を得て「阿波人形芝居伝承教室」を開催することにし、一般の参加を呼びかけたところ、前記の高校卒業生をはじめ多数の参加者を得た。

この伝承教室は八月二十二日に開講し、十一月二十八日までの毎土曜日、十五回にわたり実施するものである。

今回は人形芝居の基礎である「人形のあやつり」

を学習するものであるが、来年度以降も「三味」語りの教室を開設することによって、かけがえのない由緒をもつ「阿波人形芝居」の伝承を図る予定である。

なお後継者として現在国立劇場研修生二名、文楽座研修生一名がいることを付記する。

(3) 文化財保存事業

本県には国指定建造物が十二件あるが、うち八件が「民家」である。四国内はもとより他府県の民家指定数に比して本県に数が多いのは、古い民家が多く保存されている徳島県のもつ特殊性によるものと思われる。

八件の内訳は次の通りである。

藍商屋敷一件、浜屋一件、山村民家四件（中規模二、小規模二）農山村地主の住宅一件、中世山岳武士の系譜をひく住宅一件。

これらの民家にはすべて明確な棟札があるが、ほとんどが老朽化し、解体復元及び大修理を必要とする。

修復は年次的に計画実施し、解体復元したもの二件、大修理を行ったもの一件、五十七年度に解体復元予定一件となっており、昭和六十年には民家についての保存事業を完了する計画である。

なお、他に修理を必要とする建造物には、国指定一件、県指定一件がある。

また国指定の彫刻が十二点（十か所）あり、この防災施設の設置をすすめており、すでに九か所の収蔵庫の建設、または防災設備の設置を終り、残る一か所も近年中に整備する計画である。これが完了すれば国指定物件については全部整備されることになる。

県指定物件についても毎年一か所程度の収蔵庫整備事業を行っている。

(4) 史跡「阿波国分尼寺」の土地買上げ

阿波国分尼寺は、全国にある国分尼寺のうち、寺域や伽藍配置が比較的明確な数少ないものの一つであり、昭和四十八年四月国指定史跡として保存することになった。

その指定地域のうち、一万五千五百平方メートルを公有化するための買上げを予定し、現在までにその七六・三％を公有化している。残る部分については昭和六十年度中に買上げを完了し、将来史跡公園としての整備を実施する計画である。

土地買上げについては、なお地権者との協議や代替地の問題等、解決を要する諸問題がある。

(5) 埋蔵文化財の調査
数年来継続して調査を実施しているものには次のものがある。

ア 本州四国連絡架橋関連工事にかかわる緊急発掘調査

イ 吉野川北岸農業水利事業にかかわる緊急発掘調査

ウ 県道一九三号線改良工事にかかわる緊急発掘調査

これらに対応するための調査担当としては、専門調査員三名（常勤）、調査員六名（非常勤）による三班編成の組織で当たっているが、いずれも大規模な事業であるために、その対応に追われている。

そのために他に緊急調査の必要が生じた場合に、直ちに対応できないことや、調査に伴う資料の整理に手がまわらない体制上の悩みがある。

埋蔵文化財にかかわる発掘調査は、逐年増加し、また規模の大きな事業とのかかわりが多く予想されるので、これに対応するための調査体制の整備が課題となっている。

三 「文化の森」構想

「文化の森」は、昭和五十五年度に迎えた徳島県置県百年を契機に構想された。

この構想は、広い意味では県全体が文化的な香りに包まれた壮大な森のような姿として、県民の文化活動が勢よく発展することを願ひ、狭い意味では緑の森の中に本県文化振興の中核となる施設群を計画的に配慮しようとするものである。そのために五十五年度より知事部局に「文化の森」建設準備室を設け、具体的な方策の検討を進めることにした。

(1) 文化行政懇話会の開催

県では五十五年度に、県内外の有識者十九名から成る「文化の森」懇話会を設け、本県文化振興の基本的なあり方について検討を行い、その結果については「文化の森」懇話会報告として知事に提出した。本年度はその報告書を踏まえ、具体的な文化振興策について審議を行うために、文化行政懇話会（委員二十名）を発足させた。

この懇話会は「文化の森」の建設について基本構想、マスター・プランづくり等にも意見を反映させるほか、文化振興計画づくりにも参加し、文化に関する県民のコンセンサスづくりを推進しようとするもので、毎回活発な論議が展開されている。

(2) 文化振興計画の策定

「文化」が行政計画になじむものであるか否かにについては意見の分かれるところであるが、県では総合的な行政計画として「文化」を採り上げ、本年度中に「徳島県文化振興計画」（仮称）を策定するべく現在作業を進めているところである。

この計画は昭和六十五年度を目標年度とし、五十五年度を基準年度、五十七年度を初年度としたいと考えている。

(3) 「文化の森」の建設

昭和五十五年度が本県の置県百年という年であったが、これを大きな節目として、「希望とつるおいに満ちた郷土づくり」を推進すべきだとの気運が盛り上がった。その一つとして提唱されたのが文化の振興であり、さらにその目玉となったのが「文化の森」の建設である。

「文化の森」の前身は、まだ流動的であり、その基本構想も固まっていないが、その大要は、
一 図書館、博物館、美術館の文化三施設を集合して建設する。
一 県民公園とでも言うべき緑の森と、ふれあい広場、シンボル広場等の広場づくりである。

この二つの要素が混然一体となったものといえよう。この構想が提唱されて一年有余になるが、何といっても用地の選定確保が先決であるため、県ではこれまで数ヶ所の候補地を挙げて比較検討を進めてきたが、最近、徳島市郊外の丘陵地（約四十ヘクタール）にしばらく、測量調査等を進めている。

今後、用地の買収、造成を進めるとともに、基本構想、マスター・プラン等青写真づくりを並行して促進することとしているが、何分にも一大プロジェクトであり、建設資金だけでも百五十億程度が必要と目されており、その財源捻出をどう図っていくかなどをはじめ課題も数多い。

(4) 美術館基本構想委員会の設置

徳島県には現在独立した美術館がないので、この「文化の森」の中に新しく美術館の建設が予定された。このために本年九月、十二名の委員で構成する美術館基本構想委員会を発足させ、五十七年半ば頃には基本構想を樹立すべく、二ヶ月に一回のペースで検討を続けているところである。

「文化の森」が実現するためには、今後なおいっそうの県民の理解と協力と、長期にわたる努力の積み重ねが必要である。

香川の風土と文化

沖吉和祐

(香川県教育委員会文化行政課長)



れた功績のある者」と条例で定められていることから、県内在住者の県内における活動を対象とすることにしている。年齢については、その人が生涯において最高の業績を修めたとの評価が定まった後ということで、六十五歳をひとつのめどとしている。

審議会の選考した者のうちから、教育委員会の協議を経て知事が最終的に県文化功労者を決定することになる。こうして決まった功労者には、終身年金を支給しているが、これは、他の県ではあまりみられないことではないだろうか。現在、年額一〇万円と、年金というには少額だが(近く倍額にする予定)、それはそれなりに有効に活用されているようだ。この年金をアマチュア楽団の運営資金に充てたり、文化団体や美術館友の会などの活動に役だっている人も多い。

県文化功労者は、国の文化勲章の県版といったところだが、これとは別に、学校教育、社会教育、体育スポーツなどの功労者とともに、芸術・文化に功労のあった人や団体を教育委員会表彰の形で顕彰している。これらの表彰は、毎年文化の日の十一月三日に行われるが、栗林公園や知事公舎などで過去の功労者等を含めて懇親の会がもたれている。

美術工芸研究所

伝統文化は時代の動きに応じて変容するものであり、保存策を講じる際には、その点に配慮する必要がある。伝統工芸の保存については美術工芸全体との関係での方策が必要であり、総合的な美術工芸センター(研究所)を設立する等の施策を進める。昭和五十二年四月にまとめられた県民福祉総合計画の中で「美術工芸研究所」の考え方が示されている。昭和五十一年度には美術工芸研究所の調査費、五十二・五十三年度には設立準備費が計上された。五十二年度には、美術工芸研究所設立に係る具体的計画を協議するため、教育委員会事務局にプロジェクトチームがつくられ、検討が加えられた。

美術工芸研究所は、香川県の伝統的工芸である漆芸を中心に、木工、金工、陶芸、染織など工芸全体を網羅する。美術工芸短大のものを旨としている。①研究・研修の場、②作品制作・発表の場、③情報交流の場、としての機能をもたせようとの構想がまとまっており、講習室、実験室、実習室、資料室、図書室のほか、展示スペースをもつ談話室(ロビー)などを準備する計画である。研究員等の職員による研究を常時行い、新進・中堅作家を中心とする講座を定期的に開くほか、施設をオープンにし、工芸活動をしている人たちが一般の人々にも自由に利用していただけるようする方針である。

現在、昭和五十四年度中に開設することを目標に準備を進めているが、香川大学や地元産業界からも、美術工芸教育センター、漆器会館の設立が検討されるなど、これに呼応する動きが出ている。また、この四月には県立高松工芸高校に美術科が新設されるなど、研究所設立の気運が高まっている。

工芸作家国内研修事業

こうした「器づくり」にあわせて、今年度から、美術工芸振興の一環として、工芸作家国内研修員の事業を始めた。これまで、県外に流出しがちだった

作家たちに、地方での活動を見直してもらおうとともに、やや沈滞ぎみの若手作家に刺激を与え、美術界のレベルアップを図ろうとする事業である。

既に、昭和五十一年度から、美術工芸専門講座を開くなどの振興事業を始めているが、このたびの研修員事業は、講座をさらに進め、将来の美術工芸界を背負う若手作家を育成しようとするものである。研修員の資格は、①香川県内に在住する者、②年齢二十歳以上で四十歳未満の者、③三年以上の創作の実績があり、今後も続ける意思のある者、④身体健全な者。こうした者から一か月の研修計画を募り、計画が優れている者を選考のうえ研修員に採用し、一か月分の研修費として、旅費・宿泊費など三〇万円程度を補助しようというものである。

研修先、研修内容はまったく自由。大学や博物館で美術史の勉強をしてもいいし、作家の下で直接指導を受けてもいい。もちろん研修施設で技術訓練を受けてもいい。ひとりひとりが、それぞれかかえている課題に沿って研修計画をつくる。

第一次研修生として、四人の作家が決まり(予算措置は五人分一五〇万円)、七月から順次一か月の研修に出ている。漆芸二人、染色一人、染織一人が、石川、東京、京都、沖縄などで研修している。この研修員事業は、美術工芸研究所が開設されればその事業の一つの柱になるものだが、今後は人数をふやすより、期間の延長や海外派遣といったことを検討していく考えである。

美術活動促進助成事業

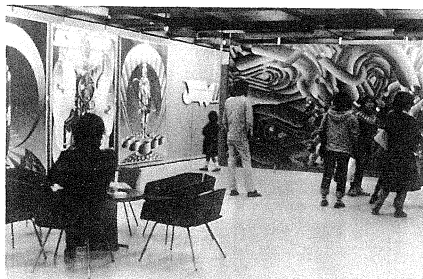
美術振興策として、新しい考えをもつ一つ一つのものに、美術活動促進助成事業がある。

昭和五十二年度から始めたが、最初の試みは県文化会館(美術館)を個展の会場として、ひとり当たり二〇・三〇メートルの壁面と三〇・四〇平方メートルの空間を提供し、ここで自由な発表をしてもら

おうという企画。昨年は二十四人の応募があり、この中から十人を選び十一月に初めての「集団個展」が開かれた。

新聞の報道を紹介しよう。

県内外で活躍する作家十人の個展で構成するユニークな美術展「現代香川美術十人の仕事七七」が県文化会館で開かれていた。県美術活動促進助成事業の初めてのイベントであり、作家自身が展覧会のタイトル、内部のレイアウト、ポスター作成などを手がけ、芸術の秋にふさわしい意欲あふれる企画である(毎日新聞)。

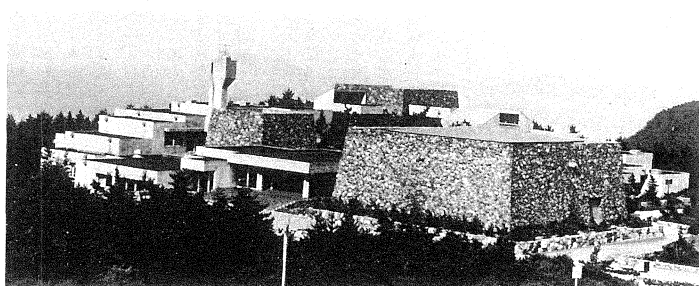


県美術活動促進助成事業「集団個展」

作品発表の場が限られている県内の美術活動の盛り上げようとのねらいから、県教委が応募で選んだ十人を無料招待したもので日本画、洋画、彫刻、版画、書作品一四七点を展示。いずれも意欲的な創作活動を行っている作家の作品だけに、充実した内容で、新しい形式の美術展として話題を呼んでいる(読売新聞)。

資料館と文化会館

瀬戸内海を見おろす高松市の西のはずれ、五色台の上に瀬戸内海歴史民俗資料館がある。昭和四十八



瀬戸内海歴史民俗資料館

展示。昨年七月、重要民俗文化財に一括指定された二、八四三点の一部である。

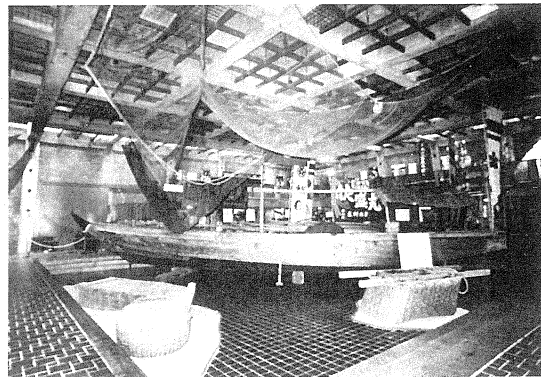
大展示室を出ると、五色台と瀬戸内海をバックにした民俗、歴史、考古の九つの展示室と六つの収蔵庫、そして研究室、調査室、保存科学室などが回廊

年十一月文化庁の吉久次長(当時の文化財保護部長)を迎えてオープン。松林に囲まれ、サヌカイトで石積みされた建物はヨーロッパ中世の城郭を思わせる。

五十年に日本建築学会賞を受けた。敷地面積四万五、〇〇〇平方メートル、建物面積三、三〇〇平方メートル。玄関を入ると右側には民俗の大展示室。まず、長さ二〇メートルの鯛網船ルの大漁旗が目に入る。漁具、信具、船大道具など瀬戸内地域の漁撈用具が並ぶ。国立民族学博物館と同じオープン

状に続く。

資料館では、最近、瀬戸内海漁撈習俗調査、海上信仰調査、海事史調査などを国庫補助を得て行っているが、こうした調査を柱に資料収集・整理が行われ、重要民俗文化財指定などの形で実を結んでいる。



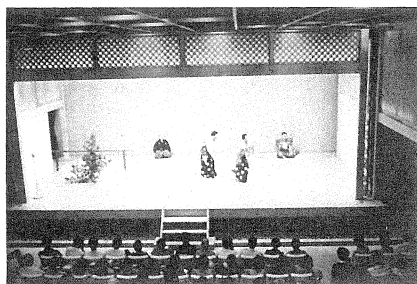
瀬戸内海歴史民俗資料館展示室

現在約三万点の資料を収蔵しているが、今年度・来年度の二か年計画で約一、〇〇〇平方メートルの収蔵庫を建設（国庫補助事業）することになっている。国際的にも通用する地域資料館として、一層の充実を図っていきたい。

屋上に出ると、青い海、緑の島々、行きかう船、備讃瀬戸の風景がパノラマとなって広がる。この美しい風土の中で、かつてこれらの資料が人々の生活の中にいきすいていたことを思う時、自然環境に順

応した人間の叡智のすばらしさと創造性の豊かさに驚かされ、かつ瀬戸内海の果たした役割の大きさがうかがわれる。

もう一つの施設は県文化会館。「建築こそ芸術の総合である」という金子前知事の考えから、大江宏氏の設計になる（昭和四十一年開館）。当時県内では、丹下健三氏が県庁舎・体育館を、芦原義信氏が図書館・病院を、黒川紀章氏が国民休暇村を設計している。文化会館の正面スクエアには、流政之氏の石彫「おいでませ」がある。玄関口には櫓が組まれており、これをくぐった正面に方形のサンフロア。再び櫓の中に設けられたおどり場を回って二階ギャラリに登り、二、三階の展示室に続く。古典芸能の上演を目指した櫓舞台をもつホールが、たつぷりしたホワイエを含んで三階東に位置する。四階は土庇をめぐらした土間風のロビーをはさんで和室と茶室がある。



県文化会館 古典芸能鑑賞の会

ど讃岐が生んだ五人の大師に係る美術品を全国から集め展観する。国宝・重要文化財約三〇点が含まれる。こうした特別展など、毎年八一〇の主催美術

展を企画しているが、これとともに、芸能ホールを利用して行う古典芸能鑑賞の会は、文化会館のユニークな活動である。昨年は、人間国宝の茂山千作（狂言・富山清琴（地唄・箏曲）などを招き六公演をもつたが、開館以来、能、舞、文楽、落語など七〇の公演を重ねており、地方では接することのむずかしい質の高い芸能の招待に、ファンも多い。

昭和五十一年には、県出身の彫刻家でロダンに師事した藤川勇三の作品を集めた記念室をオープン（六階）し、現在約三〇点の作品を常陳している。今後も、香川ゆかりの作家の作品の収集・紹介を計画的に進める等、地方の美術館として、地元に着目した活動を目指している。

埋蔵文化財調査など

埋蔵文化財の調査も急速に拡大している。私たちが毎日生活している地域の、身近なところにある文化（財）を見直してもらおうと、発掘に当たっては現地で調査報告会を開いているし、また、職員が各地の住民といっしょになって遺跡を清掃・整備し勉強する遺跡探訪会を行ったりしている。

県美術館は今年第四十三回を迎え、また、県芸術祭は第二十一回になる。県芸術祭の主催公演は、企画を一般公募することになっているが、近年、東京・大阪など県外で活躍する芸術家の参加がふえている。香川の文化へのこうした参画は、香川文化の向上の一端を示すものと考えている。

香川の風土から生まれた文化を広め、高める。そして、それにふさわしい環境の中で、一人でも多くの方々に触れてもらいたい。そのための条件の整備に、特徴ある文化行政を進めたいと考えている。

*

*

*

個性豊かな県民文化の振興を目指して

愛媛県の文化行政

井上 平加寿

(愛媛県教育委員会文化課長)



温和な気候風土と美しいふるさとの自然にとりかこまれた我が愛媛県は、万葉の昔から古い歴史を誇っており、「愛媛」の名称も「古事記」に由来している。

「地方文化の振興」を県政の最重要課題の一つとして、地域主義県政を推進している本県では、地域に根づいて育った個性豊かな地方文化を大切に保存伝承し、さらに発展させるとともに、生活が芸術・科学・学問と調和する多様で幅の広い県民文化の創造に努めているところである。以下、本県の文化行政についてその主な事業を紹介する。

一、芸術文化の振興

(1) えひめ芸術祭

昭和二十四年に芸術祭として誕生したえひめ芸術祭も、本年度で三十二回を迎えるに至った。三十年の長い歳月の間には、年々芸術祭のあり方について研究を積み重ね、マンネリ化を防ぐため、社会教育法施行五周年記念あるいは文化財保護法施行十周年記念等、各行政と連携を保ちながら改善を試みた。広く全県的な芸術祭としての意義をもつに

至ったのは、昭和三十五年の十二回からである。四十九年の第二十六回芸術祭には、移動公演、文芸大会を企画し、総合芸術祭としますます偉容をそなえることとなった。

昭和五十三年には、第三十回記念公演を盛大に実施した。地元を誇る愛媛交響楽団の演奏による幕開け、NHK全国学校音楽コンクール小学校の部で一位になった愛媛大学附属小学校児童による「愛媛の歌」の合唱等、すべて我が愛媛に育ったもので、観客と一体となって実施することができた。

一方、芸術祭移動公演は、日ごろ芸術に接する機会の少ない地域で実施している。中でも、能・狂言については、学校の教材にある関係上、児童生徒の観客が多く、名実ともに県民の芸術祭として着実な発展を続けている。

また、移動公演と並行して昭和四十九年から実施している俳句・川柳・短歌のえひめ芸術祭文芸大会も、年々新人をまじえて、それぞれ特徴のあるふん囲気の中で和やかに、かつ盛大に実施している。これは、えひめ芸術祭が結社を超え、流派を超えた合同研さんの場として、広く県民に受け入れられ、み



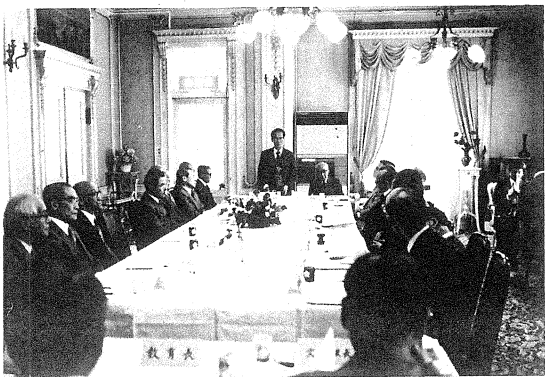
えひめ芸術祭

(2) 文化懇談会

豊かな県民性によってつちかわれた数々の郷土文化を再発見し、時代の要請に応じて郷土文化の創造と伸展を図り、これを県民生活のなかに定着させ、

また県内外に紹介する等の具体的方策を検討するため、昭和四十六年に文化懇談会を設置した。

この懇談会は、芸術文化・文化財などに関係する方々と、学識経験者による六十人の委員をもって構成し、年三回を目標に現在まで約二十回余の会合を開いた。運営に当たっては、諮問あるいは答申という形でなく、自由懇談の形を取り、その自由な発言の中から出てくる多様な意見を整理し、それを行政施策に反映させている。



文化懇談会

さらに昭和五十五年度からは、幅広い文化について広い視野と長期的展望に立つて懇談を進めるよう改善し、すでに第一回懇談会を開き成果を挙げている。

(3) 愛媛県教育文化賞

本県文化の向上発展のために、特に功績の著しいものについて顕彰するため、昭和二十七年に教育文化賞規則が制定された。

この教育文化賞は、教育、科学、芸術等に功績のあった個人又は団体に授与しており、毎年文化の日に県庁で授賞式を行っている。昭和五十四年度は、午前九時から四名の受賞者、来賓、その他関係者約六十名の列席を得て盛大に挙行政した。

なお、昭和五十四年度からの規則の一部を改正して、県外在住のものについても適用することとしたため、本県教育委員会における最高の栄誉ある賞に一段と重みができ、その初の受賞者として、二人の先生のこの栄誉によくぞされたことは、長い教育文化賞の歴史の中で誠に意義深いことであつた。

また、現在までの受賞者は六十九人の個人と二団体で、そのうち女性の受賞者は、昭和五十四年度の二人を加えて八人となった。

二、生活文化の振興

(1) 愛媛県生活文化振興会議

近年、文化への関心が高まり、全国の自治体においても、文化を県政の重要課題として位置づけ、その推進に真剣に取り組み始めている。

本県においては、第三の生活福祉づくりの方向として、今までに、「生活の豊かさ」「生活の安らぎ」「生きがいのある人間生活」を追求してきた。

この成果を基盤に、生きがい追求する新しい地域主義県政推進の基本目標の一つとして、地方文化の振興をかね、地域に根づき育った個性豊かな県民文化の創造に鋭意努めているところである。

本県では、文化を幅広く、「生活文化」としてとらえ、日々の暮らしの中から人間の生き方くらし方をより高く、より豊かに創造していくため、生活領域全般をトータルにとらえ文化的展開を目指している。そこで、このような多様で幅の広い県民の文化的

欲求に対応した行政を推進するため、昭和五十四年四月に「愛媛県生活文化振興会議」を設置し、愛媛の生活文化の推進方策について検討を進めているところである。

生活文化振興会議では、生活文化の概念及び文化行政推進の基本的な考え方を明確にし、これをもとに文化の展開方策についての三十八項目にわたる提言を行った。

この提言を足がかりとして、行政は県民の文化的欲求及び創造のよき支援者となり、県民と一体となって個性豊かな愛媛の文化的風土の醸成を目指して努めているところである。

三、文化財の保存活用

(1) 文化の里

愛媛の文化史上重要な地域を「文化の里」と名付け、地域内の文化財と周辺環境を一体のものとして、地域ぐるみで保存し活用しようというものである。去る昭和四十八年に「能島水軍の里」「岩陰文化の里」「宇和文化の里」、昭和五十一年に「石垣の家文化の里」を選定した。これら四か所の文化の里については、県の指導と助成のもとに、五か年計画で地元町村が主体となって関連施設の整備を行い、公開している。

今後は、学校教育、社会教育、あるいは文化活動、レクリエーション活動等に活用されるよう、広く県民に周知を図ることに力を注ぐこととし、今年度においては、県と地元町村が分担して、案内リーフレット、スライドの作成や、案内板・説明板の増設等周知広報のための事業を行っている。

(2) ふるさとこみち

県下七十市町村ごとに、それぞれ一コースの文化財めぐりのコースを設定し、「〇〇市(町・村)ふるさとこみち」と名付け、解説書を「えひめのふるさとこみち」と題して、五ブロックに分けて出版して

いる。

コースには、ふるさとに伝わる有形文化財や史跡、名勝、天然記念物を中心に、伝説、風物等も取り入れ、地域の人々が身近な文化遺産に接することにより、ふるさとを見直し、郷土愛や文化意識が啓発され向上するきっかけとなることを目指している。

事業は、昭和五十三年度から三か年計画で実施しており、昭和五十五年度中には全市町村にふるさとこみちの設定が完了する。解説書は、県下すべての公民館、図書館、市町村教育委員会に配布し、広く活用されることを願っている。幸い好評を得ており、個人の購読希望者のために、予約増刷して頒布した。

昭和五十四年度からは、前年度にコースを設定した市町村に対して、案内板の設置を進めるための補助事業を実施している。

(3) 地域文化振興セミナー

県内においても、県民の文化に対する関心と多様な欲求が高まっているが、それぞれの地域にあつては、文化活動において指導や解説等に当たる人材が不足している現状である。

そこで、地域社会における文化活動関係者や文化行政関係者が集い、ともに語り、郷土の文化について理解を深め、資質の向上を図るため、協議研さんの場として「地域文化振興セミナー」を設けた。

このセミナーは、今年度で二年めを迎えるが、県下を五地域に分け、年ごとに開催地を移動して、芸術文化・文化財の二部会に分かれて研究協議を行うものである。そのほか、文化講演、郷土文化についての講話、文化財普及映画の鑑賞、文化財実地見学等を内容として二日間の日程で行っている。部会での参加者相互の自由な意見交換や、文化財実地見学では、得意な人が解説し合うなど楽しく充実したものとして好評を得ている。

(4) 伝統芸能グループ

地域に伝わる民俗芸能をはじめ、伝統芸能は衰減



伝統文化後継者育成事業 “大洲市大川八ツ鹿踊り” 練習風景

の恐れが少なくない。県民の間ではそのことを憂い、ふるさとの誇りとして次代に伝えようと活動を始める人が多くなっている。そこで、これらの伝承活動を見守り育てていくため、昭和五十四年度から伝統文化後継者育成事業として、活動グループに対する補助を行っている。

これは、地域で活動を行っているグループあるいはこれから活動しようとするグループに対して、県が市町村とともに、助言と活動経費の助成を行うものである。活動経費については、対象事業費の三分の一を県が補助し、残り三分の一は地元市町村の補助を求めて、同一グループに対して三年間継続して助成し、伝承活動を軌道に乗せようとするもので、現在、二十五グループが対象となっている。

地域住民と歩む 文化行政の創造をめざして

—高知県の文化行政—

矢野 伝 幸
(高知県教育委員会事務局文化振興課長)

二、参加する文化活動の普及と奨励
として掲げ、さらに、二、参加する文化活動の普及
と奨励の柱を、

- (一) 芸術文化の鑑賞
- (二) 住民の直接参加する文化活動の奨励
- (三) 青少年期における文化活動の奨励
- (四) 指導者養成、団体育成
- (五) 顕彰
- (六) 文化施設の整備
- (七) 文化財の保護

一、生活文化の推進

住民の文化への意欲や創意を育て、地域との結びつきや、文化性を生かした「やすらぎ」と「うるおい」のある郷土づくりなどの生活文化を含めた幅広い県民文化の高揚をめざして文化行政の総合的推進をはかる一方、文化推進の基本方針を検討する有識者等により研究協議を行う高知県文化推進委員会を



着々進む文化推進モデル事業

設置、庁内各部署主管課長からなる幹事会をも設けている。又、文化推進モデル事業として、公共施設への文化性投入などによる修景美化及び県下市町村における同趣旨の事業への助成を行っている。
この他、県民への意識啓発のための「県民文化推進大会」、県内各地における「文化推進セミナー」の開催など、地域の住民と一体となった特色あるモデル事業が展開されつつある。

二、参加する文化活動の普及と奨励

◆高知県芸術祭
県民の直接参加する文化活動の普及・奨励のため

の伝統ある事業に「高知県芸術祭」がある。昭和二十六年にはじめられたもので「県芸術祭執行委員会」の民間組織と、県教育委員会の官民一体となったこの催しも、主催、共催、参加各行事に、文化庁移動芸術巡回公演や、県民から公募の「文芸賞」事業を加え、期間も十月・十二月中旬に拡大、県民に、秋の県芸術祭として定着している。

昨年度には県下の山間部に伝承されている「土佐の歌舞伎」を、国指定重要有形民俗文化財である農村の「まわり舞台」で再演、土佐にふさわしい芸術祭を官民一体となつてつくり上げた。

◆芸術劇場

文化庁、県教育委員会、開催市町村教育委員会を共催者にし、地元各報道機関を後援者に加えた「子ども芸術劇場」、「青少年芸術劇場」は、それぞれ子どもや青少年の情操を高めるために、大きな効果を上げてきているが、昭和五十八年度は、県教育委員会の新規事業として「へき地離島」公演を計画、県内最辺地の「沖ノ島」等で音楽劇を披露することになった。

◆高等学校総合文化祭

文化庁主催の全国高等学校総合文化祭をうけて県内公・私立高等学校の参加による高知県高等学校総合文化祭も、昭和五十三年度に結成された高知県高等学校芸術団体協議会を軸に、高等学校における教科以外の教育活動として定着、毎年十一月から約二か月間、絵画、書、写真、工芸、イラスト、演劇、音楽(合唱、吹奏楽)放送、舞踊、の各部門にわたり、創意と工夫にみちた発表の場と機会になつてい

◆顕彰

高知県に在住する個人又は団体で、学術、芸術、教育その他県民の文化の向上に、とくに顕著なものに、高知県文化賞を授与している。毎年八月二十日



県芸術祭における文化団体公演

から九月二十一日までの一か月間を公募期間とし、高知県文化賞選定委員会による選考後の答申を得、県教育委員会決定するもので、記念牌・表彰状に加えて副賞として賞金十萬円が贈られる。昭和二十五年から五十七年度までの受賞者、受賞団体は個人八十六、夫妻一、団体七。表彰式は十一月三日で、地方自治功労者とともに表彰される。
なおこの他、各市町村教育委員会の推薦による文化振興功労者表彰も昭和五十四年度から、各地域における文化の振興に功労のあったものに表彰状と記念品を贈っている。表彰式は一月七日。

◆指導者養成

伝統をはこる県内の文化財の保護と愛護思想の啓発と普及をめざし、そのリーダー養成のための文化財指導者講習会も毎年文化財保護強調月間中に開催し、文化財に関する基本的な研修を重ねている。

文化団体については、昭和四十八年以来、県下各市町村における自主的な文化活動をつづける市町村文化推進協議会が、全県下に結成され、その地域にふさわしい文化活動を推進し、秋の県芸術祭共催事業として「市町村文化祭」が創意と工夫にみちて展開される。なかでも、住民の日頃の美術創作活動の成果たる作品を一堂に展示する「まちからむらから展」は、県下の組織である高知県文化推進連絡協議会の手によって開かれ、本年度第六回を迎える。

◆文化団体育成と助成

創意溢れる自主的な文化活動を展開する文化三団体に県費補助金を支出している。

◆文化施設の整備

県民の文化活動の場となる施設の整備と確保については高知県の文化行政推進のうえできわめて重要なものであるだけに現在の公立文化施設の機能とその役割にさらに検討を加え、その整備をはかっているが、とりわけ県民とともにその実現をめざしている県立歴史民俗資料館の建設については昭和五十九年度着工を目途にその具体案について検討を加えている。

◆文化財の保護

高知県における文化財の指定件数は、国指定一三四、県指定一五六、市町村指定一〇七七、これに国の記録選択の措置を講ずるもの一五、重要美術品の認定二を加えると、その数は一三八四件を数える。

本年度は「土佐の一絃琴」として知られる一絃琴の記録作成を、地元放送局の協力を得て実施、ゆかしい一絃琴の音が、永遠に記録化されて保護される

よう計画を進めている。

一方、「土佐一宮」の名で県民になじみの深い高知市の土佐神社社殿、吾川郡春野町観音正寺観音堂、高知市五台山竹林寺本堂、高岡郡佐川町にある史跡不動が岩屋洞窟、高知城などの保存修理が進められ、文化財の保護保存に県民の熱い目と、ゆかしい願いがこめられている。

✦文化財の愛護思想の普及と活用

文化財の愛護思想普及とその活用は、ふるさとのゆかしさとともに先人の遺績を改めて認識するうえで極めて有意義なものである。それだけに中、高校

生も含めた県民一般への周知事業を次のように掲げている。

(7) 児童、生徒文化財愛護作品展

県内小、中学校児童生徒に呼びかけて公募する「児童生徒文化財作品展」も本年度第六回。幼少期から文化財を愛護する生徒たちの率直な願いが一枚の絵にたくされて、関係者をたのしませる。

(4) 民俗芸能大会

それぞれの地域での生活を、その伝統の中に表現する民俗芸能も、現在の多様化された時代には、その保存と伝承が急務とされる。二〇回を数える「土

佐の民俗芸能大会」が教育事務所管内別に開かれ、ローカル色豊かな競演は後継者の養成と公開をかねた絶好の機会として定着してきている。そしてこれらの代表は中・四国ブロック民俗芸能大会への出場の間を待てる。

(7) 「ふるさと文化教室」とスライド映画の制作

本年度の新たな試みとして、高校生の教科以外の教育活動に「ふるさと文化教室」を開設、高校生に対して文化財愛護思想を定着させ、将来その中核となつて活動する期待を込める一方、教材として「スライド映画」を制作、これの上映を通してたくましく、ゆかしい郷土づくりを試みた。

✦文化財巡視事業

国及び県指定の建造物、美術工芸品、史跡名勝、天然記

念物、重要遺跡等につき、文化財保護指導員による巡視事業も年々その効果を上げつつある。そして、パトロール結果はそれぞれの機関に報告され、適切な対応がじん速になされるなど文化財の愛護啓発活動が結実している。

✦埋蔵文化財保存事業

昭和五十八年秋に予定される高知空港ジェット機就航は、県政の重要な施策の柱だが、これに伴う空港拡張予定地における埋蔵文化財発掘作業も四年の歳月を費した。この作業を通して田村遺跡からは、弥生時代における集落跡や中世屋敷跡等が次々に発掘され、土佐人のルーツに学術的な解明のメスが加えられつつある。

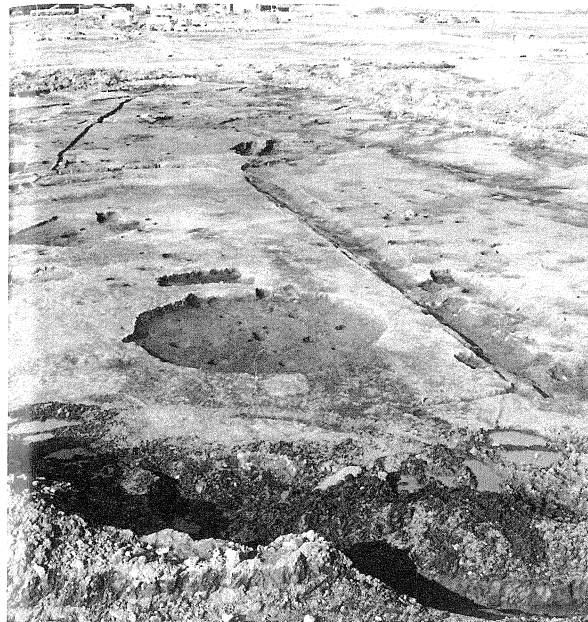
調査成果中間報告として「田村遺跡展」が今夏県立郷土文化会館で一般公開され、県民の注目を集めた。この他土佐国衙跡、吾川郡春野町芳原城跡、県立高知農業高校果樹園遺跡、中村市古津賀遺跡、香美郡土佐山田町カリヤ遺跡等で発掘作業が行われる予定である。

✦中世城館分布調査

近年とみに進む地域開発の中で、中世城館分布調査が進められる。県下各市町村教育委員会の推薦による四十六名の調査員の鋭い目がまばろしの中世の城館に注がれる。

ともあれ、これからの文化行政のゆく手は地域住民の願いと、特色ある地域住民の創意工夫した生活に根ざした「ゆかしく」「うるおい」に満ちたものでなければならぬ。

その意味でもこれら住民の願いに対する敏速かつ緻密な対応が求められよう。私たちはこの重要な役割と責務を自覚し、県民生活に「文化の香り」がたえず立ちこめるよう日頃の行政指標を模索し、精進を重ねてゆきたい。



弥生時代前期初頭住居跡(田村遺跡)

考古遺産の宝庫、福岡県の文化財行政

藤井 功

(福岡県教育庁管理課文化課長)



福岡県の沿革

菅原道真が、「都府樓は纔に瓦の色をみ、觀世音寺はたゞ鐘を聴くのみ。」と詠じた古都大宰府が置れていた我が県は、中国大陸・朝鮮半島に至近の距離にあり、有史以來、絶えず先進文明の刺激を受け、我が国文化発展の一翼を担ってきた地域でもある。従つて、『魏志倭人伝』にいう「伊都国」関係遺跡は言うに及ばず、我が国弥生農耕文化を徴する板付遺跡、外来文物の宝庫沖ノ島祭祀遺跡、王塚古墳をはじめとする数十基に及ぶ装飾古墳等々、考古遺跡は質量ともに膨大なものがある。また、歴史時代にあつては、大宰府関係遺跡にはじまり、中世貿易港博多を中心とした錢弘俣八万四千塔等の文化遺産がある。その他、英彦山・求菩提山等の修験道関係遺跡・遺産が残され、民俗・文化を知る貴重な資料となつてゐる。

これら縄文・弥生時代から古代・中世を経て近世

に及ぶ我が県の文化遺産は、昭和五十三年五月現在、国指定二四三件、県指定五二六件、計七六九件の文化財指定による保護を受けているが、これとて、中世山城跡をはじめとして未だ十分に保護の手が及んでいないと言いたい状況にある。

我が県の文化財保護を顧みると、昭和三十年に「福岡県文化財保護条例」を制定し、社会教育部門の一環として保護行政が開始して以來、十数年を経過した昭和四十四年四月、国に文化庁が設置された昭和四十三年六月に遅れること約一年で文化課の設置となり、ようやく本格的な活動期に入つた。課の発足から十年を経過したことになる。

現在、我が県文化課は三十五名の職員により、庶務係、指定文化財・芸術文化を担当する文化係、埋蔵文化財調査に携わる調査一係、同調査二係の四係構成となつてゐるが、その比重は優れて埋蔵文化財にかかつており、二十名の考古関係職員が配置されている。これは我が県文化課が設置されたのが、まさに経済の高度成長に伴う地域開発のまつたなか

墓群や住居趾や貯蔵穴、山腹・山麓には各種の古墳、平野農耕地にも古代条理制の跡として十数世紀にわたつて残されてきた我が県の埋蔵文化財は、近年の急激な地域開発によつて崩壊の危機を迎えていた。文化課発足以來、これら遺跡のうち開発計画との出合いをもつたものは極力調査を実施してきた。単年度における調査件数は昭和五十年以來八〇件を超える状況にある。従つて、その調査結果は既に膨大なものとなり、調査結果の整理・研究がすなはち九州の古代史は面目を一変した豊かさをもつてあらうと期待されてゐる。

九州縦貫自動車道路、山陽新幹線の開設に伴つて整理期に入つた関連遺跡の調査成果は、近日中に集大成されるが、出土遺物は昭和四十八年に開館した九州歴史資料館に集積され、広く一般に公開され、我が県古代文化の理解に活用されている。また、緊急発掘調査の結果、弘化谷古墳(八女郡広川町)、桜京古墳(宗像郡玄海町)、仙道古墳(朝倉郡三輪町)、丸山塚古墳(八女市)が装飾古墳として新たに発見され、指定保存される等、調査成果を踏まえた指定保存も数例にとどまらない。

大宰府史跡の調査と保存

我が県の誇る最大の遺跡は筑紫郡大宰府町を中心



史跡筑前国分寺跡七重塔心礎

元寇防塁を加えれば、指定された遺跡数だけでも一二件に及び、その面積は約六〇〇ヘクタール、筑紫郡大宰府町と、大野城市・春日市・筑紫野市・福岡市・粕屋郡宇美町・糸島郡前原町の四市二町にまたがる遺跡群である。

古代日本の大陸への交流の門戸として、また、国土防衛の最前戦として、「大宰府」の果たした歴史的意義は大きい。七世紀中葉の創設から鎌倉時代に至る数世紀間、西国九州の統治機構として、対外交渉機関として機能した大行政組織である。

これらの国家的に重要な文化遺産である広大な歴史遺跡を、現代の開発の激浪の中でどのように守つ

においてであり、「開発か保存か」という命題を文化課誕生以來背負わされてきた宿命の故である。埋蔵文化財発掘調査の主力は一貫して、九州高速自動車道路、国鉄山陽新幹線、国道バイパス新設路線のそれぞれの箇所に沿つて展開されてきた。開発地点を貴重な文化財埋蔵箇所からはすし、避けえない場合は学術的発掘調査を実施することによつて埋蔵遺物を収集して破壊から守り、遺構の状況を記録することによつて失われようとする遺跡を歴史にとどめる仕事、文化課の主任務となつたのである。

埋蔵文化財の発掘調査

北部九州は大陸からの水稻栽培技術の導入とともに、弥生文化の開花をみるが、海岸線に点在する縄文時代の貝塚、低く連なる丘陵には弥生時代の甕棺

指定種別件数一覧

(昭和53年5月15日現在)

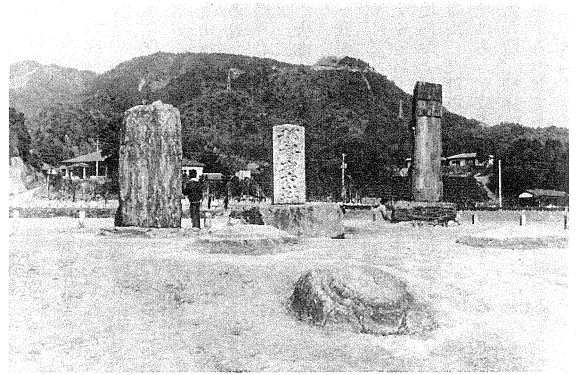
種別	国宝	重文	小計	県指定	合計
有形文化財					
建造物		27	27	31	58
絵画		10	10	19	29
彫刻		49	49	42	91
工芸	4	21	25	43	68
書跡	2	8	10	14	24
考古資料	4	25	29	77	106
小計	10	140	150	226	376
無形文化財					
民俗文化財		2	2	10	12
有形民俗文化財		1	1	75	76
無形民俗文化財		2	2	65	67
小計			3	140	143
史跡	5	55	60	42	102
名勝		2	2	5	7
天然記念物	2	24	26	103	129
合計	17	226	243	526	769

ていくかは、我が文化課発足の一つの要因でもあつたし、最大の課題でもあつた。

指定地域の拡張については、西鉄観世団地の造成をひとつの契機とし昭和四十三年ころから問題となり、文化課発足前後から一層の論議を呼び、幾多の紆余曲折を経て昭和四十五年九月にようやく一応の結着をみた。しかし、その後も春日市・大野城市に残る小水城跡、太宰府町の蔵司跡、大野城市・宇美町・太宰府町にわたる大野城跡、また、昭和五十一年の調査によつて確認された水城本堤北側濠跡等の指定拡張作業が連綿として継続され、随時追加指定が重ねられてきている。また、現在もお追加整理作業を継続しており、指定地拡大の方向にある。特に、現在確保されている大宰府府庁遺構はその一部分に過ぎず、大宰府行政機構の実務が行われた諸官衙については、蔵司跡以外未だ確認されていない。

これら諸官衙群の調査・保存は今後の課題である。遺構の発掘調査については昭和四十三年秋から開始され、国および古代史研究者の指導のもとに継続してきており、既に十年を費やしている。現在、九州歴史資料館調査課員六名によつて調査を行っているが、その成果は、かつての通説を大きく変えるに至つてゐる。大宰府府庁が重層の礎石遺構跡によつて、礎石を伴う殿舎が建て替えられていること、また、その下から掘立柱跡が発見され、初期大宰府が掘立柱建物の官衙であつたことを明らかにした。その他、大宰府府庁遺構の手懸りを得る等々、十年の調査成果によつて大宰府史跡の全貌とその変遷が顕われつつある。

以上の調査とともに、環境整備事業も昭和四十一、四十四年の太宰府町事業を受け継いで、昭和四十五年以來毎年実施してきている。太宰府町による史



特別史跡大宰府跡政庁正殿跡

跡地の公有化、および前述の発掘調査成果を踏まえて、主として大宰府跡（政庁地区）整備を行ってきたが、昭和五十一年にはほぼ政庁遺構の平面復元および修景整備の完了にまで到達したので、周辺の史跡についても整備事業を投入することになり、大野城跡・水城跡・大宰府学校院跡・観世音寺境内・筑前国分寺跡について現在復元整備・修景整備をすすめており、大宰府跡をとりまく環境は一新されつつある。大宰府史跡の調査・研究と資料の整理・収集・展示のための九州歴史資料館と環境整備地を見学することによって、大宰府史跡の概要はよりよく理解

されるであろう。

なお、県では、これら広大な大宰府関連史跡を踏まえた筑紫野市・春日市・大野城市・大宰府町・宇美町の三市二町にまたがる大宰府歴史公園の構想を、昭和四十七年六月に発表し、これに基づいて約六、〇〇〇ヘクタールの園域を設定した大宰府歴史公園整備前期五か年計画を、昭和四十八年度を初年度として策定した。この計画は、史跡をとりまく歴史的風土、自然環境を保全し、地域を一体的な歴史環境として育成していくものである。これには文化財保護の一面のみならず、多方面からの検討が必要であり、住民の一致した協調体制が確立される必要がある。前期五か年を経過し、後期五か年計画期に入った現在、この構想は着実に実を結びつつある。特に、大宰府町を中心とした住民の、大宰府史跡に対する認識には目を見張るものがある。史跡の現代的価値が正統に評価される意義は大きい。史跡地域・史的環境保全地域・自然環境地域・生活地域に区分された園域のおおのが後期計画の完遂によって面目を一新することとなる。

装飾古墳の保存・整備

我が県は特別史跡王塚古墳をはじめとして、指定された装飾古墳が二十余基に及ぶ。これらの古墳で壁面に彩色がほどこされているものは、五色彩色の王塚古墳、具象多色画の竹原古墳、珍敷塚古墳、日輪で飾られた日ノ岡古墳等々、その性格も置かれた状況も多種多岐である。これら貴重な装飾古墳の保存対策が急がねばならない。本県では、昭和四十九年以来、石室の密閉による壁面の褪色防止策、公開の禁止策を講じてきているが、現時点で一応の保存処置をほどこしたものは、竹原古墳・珍敷塚古墳

・楠名重定古墳・塚花塚古墳・乗場古墳・萩ノ尾古墳等であり、今後も石室保存工事の推進・強化を図っていくこととしている。石室密閉による彩色壁画の変化を追跡する作業等により、抜本的な保存対策を講じることも今後に残された課題である。

地域と文化財

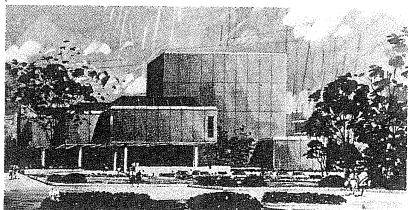
文化財保護の問題は優れて地域の問題であると考えられる。文化財をどう保護するかについて、まずこれらを今日まで継承してきた地域と住民とのかわり方が問われなければならない。また、これらの文化遺産の保存の意義を今日の生活の中に生かし、どのような形で将来に向けて継承していくかということを考える場合、地域の問題を抜きにして考えることはできない。歴史と文化を人間が主体をもって生きていく営みのなかでとらえようとする場合に、地域からの視点は不可欠の観点であると考えられる。文化財をそれぞれの地域で考える拠点として、我が県では、重要史跡の環境整備事業と地方歴史民俗資料館の整備をとりあげている。また、このことのための方策として、昭和四十五年以来市町村ごとの文化財分布地図の作成作業を行っている。また、県下九十七市町村の文化財保護行政体制の強化のため、市町村文化財保護条例の制定、課ないし係の新設、市町村文化財の指定等について、強力に指導していくこととしている。

無数のかけがえのない民族の貴重な文化遺産を、より多くより正確に将来に向けて継承していく思想の確立と普及とが求められている。文化行政とは、民族の文化の継承と新たな創造を通して未来にかかわる課題をもつものと考ええる。文化財保護の視野もまた大きく展開されなければならないのであろう。

佐賀県の文化行政について

藤 山 巖

(佐賀県教育委員会文化課長)



佐賀県立美術館完成予想図

昭和五十八年五月には、置県百年という大きな節目を迎える。二十一世紀の佐賀県を展望し、県民の真の幸せのための物心両面にわたっての「明るく伸びる新郷土」をめざしているところである。

芸術文化の振興

最近全国的に地方の文化が見直されつつあるが、県民の芸術文化に対する要求は、今後増々盛んになっていくものと思われる。こうしたなかで、県としては、「豊かな心を培う文化環境づくり」を方針として、以下に述べる諸事業を展開していく。

(一) 芸術創作活動の促進

県民がこぞって芸術に親しみ、自ら創造する活動に参加するため、次の事業を積極的に実施する。

1 佐賀県美術展覧会

今年で三十二回を重ねるこの事業は、日本画、洋画、彫塑、工芸、書、写真、デザインの七部門で実施するが、県内唯一の総合美術展として県民から親

校内暴力、非行化が問題になっているなかで、この事業の果たす役割りは極めて大きいものがある。

(二) 芸術文化の普及

県民の芸術文化に対する理解を深めるには、優れた芸術を観賞する機会を積極的に提供する必要がある。文化庁主催による「青少年芸術劇場」(これも芸術劇場)「移動芸術祭」を招致して、児童、生徒等の情操と教養の啓発に努めている。このほか次の事業を行っている。

1 月刊郷土文学誌「新郷土」の刊行

今年七月号で誌令四百号を迎える県内唯一の総合文化誌として多角的に本県文化の現状を紹介している。

2 文化キャラバン

五十七年度の新規事業に「文化キャラバン」がある。県内の離島や辺地など、日頃芸術文化に接する機会の少ない地域を対象に、音楽、演劇、舞踏等を公演して芸術文化に対する啓蒙をはかり、あわせて地域文化の交流を促進する。

(三) 個性ある文化の育成

従来、創作活動を行う県民は比較的小なかつたが、最近では積極的に参加したいという傾向にあり、この様な要請に応える文化環境を整備することが望まれる。その意味で文化団体の果たす役割りは大きく、地域の自主性を尊重しながら、文化団体の結成を促進すると共に、文化団体相互の連携を密にし、全県の、総合的な盛り上りを図る必要がある。

(四) 文化施設の整備

五十五年十一月、有田町に、西日本を園域とした広域文化施設、佐賀県立九州陶磁文化館がオープンした。建設にあたっては、文化庁の助成、指導と地元有田町はもとより九州各県の大きな協力があった。

更に県では五十八年置県百年記念事業の一環として佐賀県立美術館を建設中で、完成は本年十二月、開館は五十八年秋を予定している。

県内の公立文化施設は、五十六年三月完成の鳥栖市民文化会館の完成で、ほぼ一応の水準に達したことになる。

文化財の保護

本県は大陸に一番近い地理的環境もあり、遺跡、記念物、民俗文化財等の文化的遺産に恵まれている。我々は、これらのかけがえのない文化財を県民の財産として、後世に伝えるなければならない。一方経済の発展、開発の進行は、本県でも例外ではない。全国でも、有数の遺跡分布地帯である本県は、文化財保護サイドからいえば、破壊の危機が横溢しているのが現状である。

1 開発と文化財の調整

埋蔵文化財発掘担当者の数は、全国でこの十年間に十倍にも増えたといわれる。本県においては、昭和五十七年三月時点で文化財管理係(職員四名)文化財調査第一係(職員九名、嘱託四名)文化財調査第二係(職員六名嘱託二名)が開発と文化財との調整に当たっている。

(1) 九州横断道路線内文化財発掘調査

日本道路公団の委託を受け、昭和五十一年度から発掘調査を実施している。

(2) 久保泉丸山遺跡移設工事

九州横断道路線内で五十二年三月に発見された遺跡で縄文晩期・弥生前期の支石墓、甕棺、石棺等の墓碑と五・六世紀の古墳群とからなり、これらを五十六・五十七年度で直線距離にして五百メートルほど西へ移設するものである。

2 佐賀県文学賞

本事業は二十回を数え、小説、随筆、詩、短歌、俳句、川柳の六部門にわたって募集している。最近では、若年層の活字離れが問題になっているが、県文学賞に限って言えば、応募者も年々着実に増加し、入選者の若返りも順調に進行している。

3 佐賀県芸術祭

「県文化団体協議会」との共催によるこの事業は、企画公演と自主公演に分れているが、毎年秋に三日間にわたって集中的に実施する企画公演では、昨年三十五団体七百人の参加と六千人近い入場者を集め、県美術展と共に、芸術の秋を飾るメインイベントとして県民の間にすっかり定着している。

4 佐賀県高等学校芸術祭

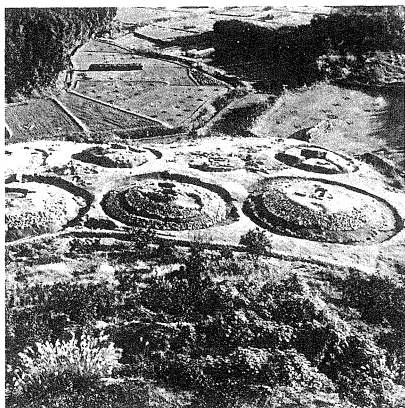
音楽、演劇、美術、書道の四部門で実施しており、高校教育関係者の熱意もあって、年を追うごとに若さと熱気にあふれた盛り上りをみせている。昨今、

(3) 国道バイパス路線内文化財発掘調査

九州横断道と平行して開通させるバイパス計画地内の調査で建設省からの委託事業として五十五年度から発掘調査を実施中である。

(4) 肥前国府跡発掘調査

国府跡推定地に九州横断道インターチェンジが計画され、五十年から発掘調査を実施しているもので五十五年度に国庁の主要建物跡が検出された。四至の確定も時間の問題と思われる。



久保泉丸山遺跡現状

(5) 農業基盤整備事業に伴う文化財発掘調査

県下全域において広大な農業基盤整備事業が実施されているが、このうち毎年一千ヘクタール以上の文化財確認調査を実施し、その結果に基づき関係部局と協議し、設計変更や地区外除外等に対応すると文化財保存調査について調整を図っている。

(6) 佐賀東部導水路事業に伴う文化財発掘調査

筑後川から佐賀平野にかけて水資源開発公団が実施する土地改良事業で、五十六年度から発掘調査を

開始した。

2 特別史跡「名護屋城跡並びに陣跡」保存整備

この遺跡は、本県北西部の東松浦半島にあり、文禄・慶長の役の際、豊臣秀吉が名護屋城を中心とし半径約三キロメートルの地域に、全国の大名が陣屋約二〇を築かせたものである。このうち名護屋城跡と十一の陣跡が特別史跡であるが、農業基盤整備事業、その他の開発に対応して五十三年度から保存整備を実施している。遺跡は私有地が多く、土地の公有化との関連から、整備事業は長期に渡るものと予想される。

3 文化財の調査、保存等

(1) 佐賀県遺跡等分布調査

文化庁の補助を得て五十三年度から県内を五地区に分け、五ヶ年継続事業として実施しており、五十七年度で完了する予定である。

(2) 文化財の調査

五十三・四年度で「民俗地図」の作成、五十三・五十五年度で「県内方言緊急調査」を、又五十三年度には「県内古文書所在確認調査」を実施してきた。

(3) 文化財パトロール

当県は、「唐津」「古伊万里」「色鍋島」「柿右エ門」など古くから窯業が発達し、県北西部に窯跡が密に分布している。このため一般的な文化財の文化財保護指導委員十八名の外に窯跡担当の指導委員十二名を委嘱し、盗掘や破壊の防止、文化財保護思想の普及に努力している。

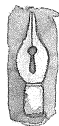
(4) 文化財保護体制の強化

県内四十九市町村の内、文化財担当専門職員を有しているのは、八市町に過ぎない。又文化財保護条例未制定が六町村あり、これらの整備を含め、市町村の文化財保護体制の強化は、重要な課題である。

伝来文化の掘り起こしと離島文化に 力を注ぐ長崎県の文化行政

辻 寛

(長崎県教育庁文化課長)



一、文化財の保護
長崎県は、大陸と一衣帯水の地にあって、古くから外来文化移入の窓口的役割を果たしてきた。

したがって、本県には大陸的・南国的風土の最もすぐれたイメージと、キリシタンやバレン・ギヤマンなどの言葉に象徴されるエキゾチックな雰囲気とともに、数多くの文化的遺産を残している。しかし、西の果てという地域性と、東西二一三キロメートル、南北三〇七キロメートルの広範囲に点在する五三七の島々が、県の総面積の四四・七％を占めるという本県の特長事情は、文化財を全体的に調査するという機会に恵まれず、その徹底を欠いたきらいがある。それは、本県が冒頭のような歴史的背景をもつにもかかわらず、指定文化財が比較的に少ない結果ともなっている。

文化財保護行政は、調査、指定、管理、活用を原則と考えている。

(1) 地区別文化財総合調査

昭和四十八年度から地域別に文化財総合調査を実施することにした。対馬・志岐・五島・平戸地区と調査が進むにつれ、その全貌が明らかになり、それ

ぞれの地域にわれわれの祖先が大きな足跡を残し、その歴史は土にしみ人々の心に住んで今日に生き続けていることを痛感させられた。

対馬・志岐には新羅仏・高麗仏をはじめ、朝鮮大甕、朝鮮風梵鐘、高麗版大般若経、朝鮮国王から下付された告身などが伝えられており、古くから大陸との往来が頻繁に行われたことを物語っている。また、五島の端には、平安仏が安置されており、この僻遠の地にまで奈良や京都の文化圏の影響を見ることができ、この調査で見えたものの多くが、新たに重要文化財や県指定文化財として保護されている。当初三か年計画をたてたこの総合調査も、既に七年間実施していることになり、その間格別の御協力をいただいた文化庁文化財保護部美術工芸課に心から感謝申し上げる次第である。

総合調査の成果は、対馬厳原町に県立歴史民俗資料館を建設するきっかけとなり、昭和五十二年三月、鉄筋コンクリート造二階建延面積一、〇一五平方メートルを総工費一億六千六百万円で完成することができた。

(2) 民俗芸能・民謡等調査

幕末まで小藩が乱立していた本県では、それぞれ

の地方に独特な習俗を伝え、民俗芸能や年中行事にも異なったおもしろさを残している。これら民俗芸能等の所在を明らかにし、その芸態等を記録保存するため、昭和五十年から五か年計画で民俗芸能・民謡等の調査を実施している。これが機縁となって各地に伝統ある民俗芸能や年中行事が復活しており、誇りをもって伝承しようとする意欲がもたらがっている。

(3) 指定文化財の管理

指定文化財の管理については、極力保存事業を推進することにし、国庫補助事業に対する県費の継ぎ足し補助、教育文化振興費等による県単補助などを行い、建造物の保存修理、史跡等記念物の保存管理計画の策定と整備、無形民俗文化財の用具補修と後継者養成などを実施している。



総合調査後重要文化財に指定された径81.2cm 神源乙巳5月刻銘片面式金甕(県立歴史民俗資料館蔵)

(4) 無形文化財・無形民俗文化財

無形文化財・無形民俗文化財については、昭和四十四年度からイーストマンカラーによる一六ミリ映画を作成し、伝統技術と芸態を記録保存するとともに、これらに対する一般の認識を深めるためにフィルムを貸し出し公開を行っている。

(5) 原城跡と出島

本県には、島原の乱の原城跡や、鎖国時代に海外に向けて開かれた史跡の一つの窓口であった出島和蘭商館跡などの国指定史跡を有するが、これらの保存管理については多くの問題を抱えている。原城跡は指定面積四一ヘクタール余の大部分が民有地であり、二百九十七人の地権者がいるが、指定地が町で一等地の耕作地とあって、公有化や整備の遅れがめだっている。原城跡を中心とした風土記の丘構想も、十数年来の念願としながら実現には程遠い感がある。

出島和蘭商館跡は、長崎市の中央部に位置しており、現状変更等私権との調整は限界にきている。そこでこれを完全公有化し、復原整備を行うため、長崎市は昭和五十三年度に「出島史跡整備審議会」を条例で設置し、三十名の委員を委嘱して、その実現のための研究と調査を諮問しているが、公有化に当たった代償地や整備内容等についても大きな問題が残されている。

(6) 埋蔵文化財

埋蔵文化財の調査と保存事業は、全国共通の課題として文化財保護行政の大半を占めているが、本県においても約一、六〇〇の包蔵地の周知徹底と、諸開発事業による埋蔵文化財の損壊を防止するため、関係機関との協議体制の確立と調査体制の強化に積極的に取り組んでいる。主な調査事業としては、九州横断自動車道、諫早中核工業団地、電源開発など

の受託事業があるが、新しく始まるであろう長崎新幹線、その他の大型開発事業などにいかに対応していくかが今後の大きな課題である。

(7) 市町村の文化財保護体制

本県の市町村における文化財保護体制は必ずしも良しとしない。長崎市に文化課を置くことは、社会教育の一分野としての域を脱することができない。文化財保護条例の制定にあっても全国平均を下回る。

二、芸術文化の振興

(1) 離島へき地の文化振興

離島へき地の文化振興は、本県における文化行政の重要課題である。本県は、全面積のほぼ四五％の離島のほか、陸の孤島といわれる過疎へき地も少なくない。これらの地域では生の芸術・文化に接する機会ほとんどなく、文化活動へ参加しようとしても指導者に恵まれない。このようなハンディを緩和縮小するため、県としては行政的なあらゆる可能性を模索しながら、次のような事業を行っている。

ア 県青少年劇場

離島へき地の青少年に優れた生の芸術を鑑賞させるため、昭和四十七年度から始めた。音楽・演劇・人形劇などを小・中学校単位に巡回させる。公演回数には四〇公演（五十四年度）で、開始年以来的累計は二七〇公演、鑑賞した児童・生徒の数は二十万人を超えている。五十五年度は対象を高校生まで広げたいと考えている。

イ 県展移動展

離島地区からの強い要望で四十八年度から開始した。県展の入賞作品を中心に一三〇点ほどの秀作を移動展示する。県下を離島（二）へき地（一）と三ブロックに分け、各ブロックを三年ごとに巡回する。

十名から三十名の編成で、都市での公演より質を落とさないことを条件としている。

公演回数はオーケストラ・バレエとも毎年一回ずつ、経費は全額を県が負担する。開催地では文化協会が主催者に加わり、有料の入場整理券（二百円程度）を販売してよいことにしている。これも地元文化協会の育成を意図していることだが、いずこも満員で、たいへん好評である。この公演を通じて地元文化協会の会員意識が高まり、活動がしやすくなったという波及効果も聞く。

エ 文化講習会

離島へき地の指導者不足を緩和する一助として、合唱及び人形劇の地域指導者講習会を行っている。県教育事務所単位に毎年三か所程度で実施する。最近、地域の学校教師等が積極的に参加するようになったのは心強い。

これとは別に、県全域を対象とする県合唱講習会を県南と県北の二地区で実施する。また、文化庁が五十二年度から開始した地方文化活動リーダー研修会を毎年誘致し、これまでに音楽器・合唱・演劇の三部門の講習会を行った。

(2) 文化懇談会と文化キャラバン

文化懇談会は、県及び地域の関係者が一堂に会し、地域文化の振興方策について、ひざを交えて話し合う年に一度の行事である。県教委と県文化団体協議会（文団協）との共催で、県下を十ブロックに分け、芸術文化各部門の講師も出席する。市町村文化行政の現状報告や文化活動についての意見交換などのほか、出席講師を囲んでの部門別の交換研修も行う。この懇談会をきっかけに文化協会を設置した町村が多く、地域文化の振興・啓発に大きく役だっている。また、文化協会を結成した町村にはキャラバン隊



県芸術祭巡回公演 長崎交響楽団演奏会
(於 口之津町立第一小学校体育館) (昭和54年9月24日)

を派遣して文化活動のデコ入れをする。キャラバン隊は講師班と実演班から成り、地元住民を対象とする講演や団体の指導を行うほか、「町民文化の集い」など地元の文化行事にも参加する。こうして住民とともに明るいムードの中で文化への関心と理解を高め、活動を活性化しようというものである。これも文団協との共催で年三、四か所で行う。

(3) 新人発表演奏会と巡回公演

県内の新人音楽家に登龍門として発表の場を提供し、優れた音楽家の育成を図る目的で昭和四十七年度から始めた。対象は声楽・ピアノ・管及び弦の四



県展移動展(於 壱岐郡郷ノ浦町公民館) (昭和54年10月20日)

五十四年度までに二十一会場で開催し、観覧者は四万人を超えた。ここの二年、離島からの県展への入賞入選者がめだつて多くなっているが、移動展のおかげで離島の関係者はよくこんでいる。

ウ オーケストラとバレエ巡回公演

生の芸術に接する機会の少ない地域の住民のためにオーケストラ及びバレエの巡回公演を行っている。出演者は県内のアマチュア・オーケストラとバレエ団で、これら出演団体の育成もかねている。ただし、オーケストラは二管編成で六十名以上の本格的なもの、バレエはクラシックとモダンをミックスした二

部門で、毎年オーディションを開いて十名以内の出演者を選定する。五十四年度に第七回発表会を行った。第一回以来の出演者は五十六名に上る。これら新人は中央で勉強を続けているものもあるが、県内で音楽活動の中心となって活動しているものが多い。新人出演者は、二年に一回、県内数か所で行われる巡回公演に出演することが多い。最近では、離島へき地の高校等から出演依頼が相次いでいる。このため巡回公演も毎年行うことになった。五十四年十二月には県北地区と五島地区の公立高校十二校で演奏会を開き好評を博した。

(4) 文化基金

県内の文化活動を促進して画期的な芸術文化の振興を図るため、昭和五十一年三月、県条例によって「長崎県文化基金」が発足した。第一次計画は目標を一億円とし、うち県費三千万円、寄付金七千万円で、五十一年度から五十三年度までに達成する予定であった。五十三年度に第二次計画として二億円が追加され、五十七年度までの五か年で達成する計画である。総額三億円のうち積み立てられた基金は五十四年十二月一日現在一億二千万円である。

基金利子は県内の芸術文化団体の活動資金として補助されるが、すでに五十三年度、二百四十六万円が県文化団体協議会を通じて補助された。五十四年度は五百八十七万円が見込まれている。

文化基金は、芸術文化団体の共有財産とでもいえるべきものであり、県文化団体協議会加盟団体も募金活動に積極的に協力している。三億円が達成された暁には、文化団体の事業が充実強化さればかりでなく、地元オペラ協会によるオペラ「蝶々夫人」の公演、国際親善芸術公演、本県にゆかりのある諸外国との文化交流などが計画されている。

個性豊かな県民文化の振興

熊本県の文化行政

岩崎 辰喜

(熊本県教育委員会文化課長)

本県は、九州のほぼ中央に位置している。気候は温暖で雨量が多いうえ、平野、台地、山地及び海浜と自然環境に恵まれているため、古くから文化が栄え、古墳その他の遺跡などの埋蔵文化財、芸術的価値の高い有形・無形の文化財、史跡名勝・天念記念物も多く、文化財の宝庫である。

本県の風土、歴史の中で生まれ、はぐくまれ、受け継がれてきたこれらの貴重な文化遺産を現代に生かし、後世に引き継いでいくことが地域の連帯感を強めるとともに、熊本独自の新しい文化を創造する基盤としても重要なことであるとの認識に立ち、昭和五十六年四月に策定した「八〇年代 熊本県総合計画」に「個性豊かな県民文化の振興」の一節を設け、それを基本的課題とし、魅力ある文化活動の推進、文化財の保護と活用を柱に据え、その目標達成のための諸施策を進めている。

近年、本県においても、県民の文化に対する関心

がますます高まり、それに伴い文化活動の拠点となる文化施設についての期待も大きくなっている。これら県民の期待にこたえるため、熊本城二の丸に特別史跡熊本城の環境と調和した落着いた造りの県立美術館をはじめ、熊本市大江の県立熊本女子大学跡地に、全国有数な施設・設備を備えた県立劇場等の文化施設を建設し、県民の文化活動の核としての機能を果たしているところである。

以上のことを踏まえ、本稿では、本県における文化行政の諸施策のうち、主なものをつか紹介することにする。

一 魅力ある文化活動の推進

1 文化活動の振興

文化活動は、本来、県民自らの創意と活力に待つべきものであるが、行政としては、県民の自由かつ自発的な文化活動への参加を促進するとともに、文

を辿っている。

エ 高校総合文化祭

高校期における自己の表現力と文化に対する理解力を高めるため、高校文化連盟と共催で、高校総合文化祭を実施しているが、全国高文祭には第一回大会以来参加し、本年度は美術を初め音楽部門に二百二十名の派遣を計画し、その充実を図っている。

2 文化施設の整備

県民の芸術文化の創作活動や鑑賞の場は、まだ十分な水準とはいえない。今後、広域圏域の中核的文化施設から、身近に利用できる施設に至るまで、体系的な整備を進めていく必要がある。

一定水準の芸術文化の鑑賞、創作発表の場として、多目的に活用できる文化会館等の建設は、九広域圏のうち六圏域に整備され、一圏域が建設中であるが、残る圏域についてもその整備に努めているところである。

二 文化財の保護と活用

1 文化財の調査

文化財の調査は、保護・活用等の基礎資料の整備と、開発に伴う事前調査が主な事業内容である。各種開発事業と文化財保護との調整は全国的な課題であるが、あらゆる事態に即応できるような基礎資料の整備と、関係各方面との連絡を密にし、調整に努めているところである。

(1) 基礎資料の整備

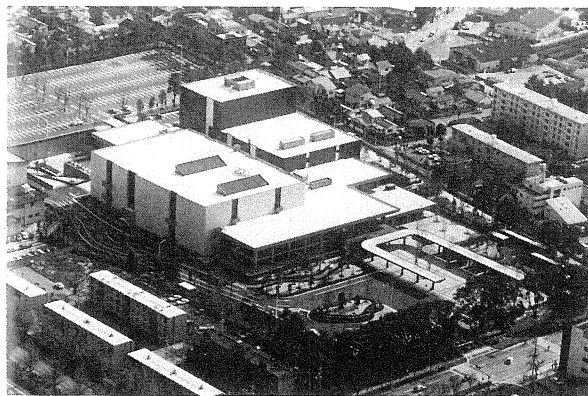
年次計画に基づいて、遺跡の種類ごとに基礎資料整備のための調査を実施している。これまでに条里制(昭和五十一年度)、中世城(昭和五十一年度)

化振興のための諸条件の整備を図ることが必要である。

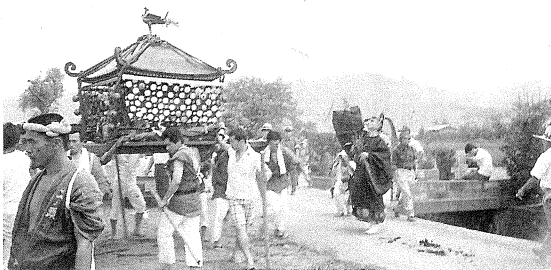
(1) 芸術鑑賞機会の拡充

幼少年期から芸術文化に興味と関心を抱くよう、子どもや青少年向けの音楽、演劇等の巡回公演や、小、中学校単位のスクール・コンサートを実施している。

また、一般の人々を対象にした文化庁移動芸術祭のほか、比較的、芸術文化に接する機会の少ない地



県立劇場全景(昭和57年12月竣工)



御田植祭

国指定；阿蘇の農耕祭事の一場面

五十二年度)、生産遺跡・古坊中(昭和五十四～五十五年度)、鞠智城(昭和五十五～五十七年度)などの調査を終了し、装飾古墳・歴史の道調査(昭和五十六～五十八年度)を継続実施中である。

とりわけ装飾古墳は、全国の半数以上が本県に分布しており、考古資料としてだけでなく、各方面から注目を集めている。装飾古墳の数は、昭和四十七年には九十七基を数えたが、最近の調査によって新たな発見が相次ぎ、現在では百七十基を数えるに至っている。

(2) 開発事業と調査

域を対象に、県移動芸術祭の開催や、県文化協会による移動公演を行っている。

五十七年度完成した県立劇場は、県民の文化的欲求の高度化、多様化に対応して、音響条件を充たすコンサートホールと、舞台条件を充たす演劇ホールの二つの専用ホールを備え、高水準の舞台芸術の鑑賞や創造の場として、今後の活用が期待される。

県立美術館は、五十一年の開館以来、二百十九回の企画展、共催展を実施し、入館者数は百五十五万人に達した。

また、五十四年に設置された美術品取得基金により、国内外の美術品や関係資料等を購入し、收藏品の充実を図っている。

(2) 創作活動の奨励

ア 近代文化功労者の顕彰

本県文化の頂点を高め、創作活動の奨励のため、昭和二十三年から行っている近代文化功労者の顕彰は、五十七年度で第三十六回を迎えたが、百五十五名の方々の顕彰し、その功績を広く県民に紹介している。

イ 創作活動への資金援助

個人の創作活動奨励策の一つとして、昭和四十八年度設立した(財)県芸術文化振興会により、現在まで百三十七名に出版、発表会、国内外研修費の資金援助を行っている。

ウ 県芸術祭の開催

県内文化団体の発表の場として、県文化協会が実施している県芸術祭は、本年度で第二十五回を数え、又、県民の文学的才能の発掘と育成を目的とした県民文芸賞には、多数の人が応募し、毎年充実の一途

九州縦貫自動車道関係では、八代―人吉間の建設に伴って昭和五十七年度から調査を再開し、八代・山江地区の発掘調査を進めている。

建設省所管の国道バイパス建設でも、年間一―二遺跡の発掘調査を行っている。

県関係事業では、農業基盤整備、土地区画整理、県道改良、学校建設などに伴う調査がある。農業基盤整備事業に伴う調査は、調査期間等の面で制約も多いが、農林省と文化庁との覚書第五項によって費用を負担し、工事施行前年度に試掘調査を実施している。

土地区画整理事業に伴う肥後国分寺の調査は三年目を迎えたが、伽藍配置などに新たな知見が得られ、今後の成果が期待されている。

その他、各種の情報や緊急事態に対処するため、単県費で緊急措置費を計上している。

2 文化財の指定促進と保存管理

文化財調査の結果、総合的な観点から指定をすすめていく必要があるが、指定後の保存管理をいかに強化するか、指定後の活用をいかにすすめるかなどが今後の課題である。

(1) 文化財指定の促進

文化財の基礎調査の結果、重要と思われる文化財については、積極的に県文化財保護審議会に諮問しているが、審議会委員が直接現地調査をするなど、全県の視野に立つての適切な答申がなされている。それを受けて県教育委員会では、指定を促進しているところである。

(2) 文化財保存管理の強化

本県には、特別史跡熊本城跡をはじめとする城跡

水路橋として名高い通潤橋ほかのすぐれた石橋、全国約半数を占める装飾古墳など、数多くの文化財が分布している。

これらの文化財については、各管理団体が計画的に保存修理事業等をすすめている。

なお、県指定文化財については、単県費により補助を行っているが、特に長期計画による装飾古墳の保存修理など、計画的に助成を行い、保護の徹底を図っている。

一方、指定文化財の管理及び周知の徹底を図るため、文化財の見廻り点検、清掃、説明板及び標柱の設置を行うほか、文化財図書（全五集）を出版し、

広く県民への啓蒙活動資料としている。

そのほか、失われつつある各地の方言についても、

早急に調査する必要があるが、

たので、県内四地区を選び録音及び文字化を行った。

(3) 文化財の活用

ア「風土記の丘」の整備



装飾古墳 宇土郡三角町国指定、小田良古墳奥障

県北を曲流する菊池川は、その流域に、チブサン古墳、江田船山古墳、岩原古墳など著名な文化財が集中している。

これらの重要な文化遺産の保存活用を図るため、同流域の約七十万平方メートルに「熊本県菊池川流域風土記の丘」（仮称）を設置することとし、昭和五十七年度に策定した整備実施計画に基づき、昭和五十八年度以降、事業の具体化を図っていく計画である。

イ 民俗関係資料の調査・収集

昭和五十六―五十七年度の生産具調査に引き続き、昭和五十八年度から、伝統的な製作・加工関係の職種・技術を調査・記録する諸職関係民俗文化財調査を行う。

これらの調査の結果、生産用具等を可能な限り収集し、将来建設が予定されている県立歴史民俗資料館の展示資料として、広く県民に公開する方針である。

ウ 市町村専門職員の資質の向上

市町村の文化財保護活用の拠点となる市町村立歴史民俗資料館の建設を積極的にすすめているが、今後は収集・展示など内容の充実を図る必要がある。そのためには専門職員の配置が急務であり、その促進を図っている。

一方、現職員の質の向上をめざし、市町村教育委員会職員を対象に、事務的研修のほか、昭和五十六年度から、初歩的な発掘技術を習得するため、発掘技術者研修会を行っている。

創造の可能性を触発する 大分県の文化行政

浅田弘明

(大分県教育庁文化課長)



一 芸術文化の普及振興

(1) 大分県芸術祭

本県における芸術文化の向上のために、県民の手による創造活動の一つとして始められた「芸術祭」は、本年度で十五回目を迎える。

日頃の文化活動の発表・公演の好機として関係団体の積極的参加を得て、昨年の第十四回は参加行事数一一〇、その領域も音楽・演劇・美術・文芸等の十一部門に及んでいる。例年十月一日から十一月三十一日までの二か月間にわたり、県下の各市町村で集中的に開催され、まさに芸術の秋の観を呈している。この県芸術祭参加の中から、優れた創作が発表されておき、例えば、県民オペラ協会の「吉四六昇天」、県舞踊協会の創作バレエ「朝日長者」等の郷土に素材を求めた作品や公演が県民の手によって創り出されていることは誇るべきことであろう。

県芸術祭の参加行事の中から、例年優れたものを選び、芸術祭賞・功労賞等の表彰式を行っているが、第十四回から新たに新人賞を設け顕彰した。今後、若者や新人の意欲的参加が期待されている。

本年は大分県芸術祭も十五回を数える。これまで

の歴史を総括しながら、今後の飛躍の基盤を固めるため、精力的に取り組みを始めている。
昭和五十三年度(第十四回)県芸術祭部門別行事数は下表のとおりである。



第14回大分県芸術祭開幕行事(大分県立芸術会館)
第1景 蝶の舞——よみがえる蝶——

部門	行事数
文芸	7
美術	22
音楽	32
能楽	2
舞踊	7
演劇	9
放送	1
児童文化	2
生活文化	4
総合	23
その他	1
計	110

(2) 第三回全国高等学校総合文化祭と高文連

こうしたエポックを画する年に、また一つ芸術文化の大きな事業を推進する。第三回全国高等学校総合文化祭の開催である。文化庁の後援をいただき、大分県をはじめ各実施部門に関係のある各種関係団体の御協力のもとに、昨年十一月二十九日に第一回の実行委員会(委員長は大分県教育委員会教育長)を開き、開催要項・日程を正式に決定した。

八月一日から四日間、大分・別府市内の四会場で、演劇・合唱・吹奏楽・邦楽(吟詠を含む)・マーチングバンドとそれに美術工芸・書道(この部門のみ七日まで)の七部門にわたって、各都道府県代表の高等学校生徒(演劇は地区代表校)が多数参加して、日頃の文化活動の成果を発表する全国的規模の総合的文化行事となっている。

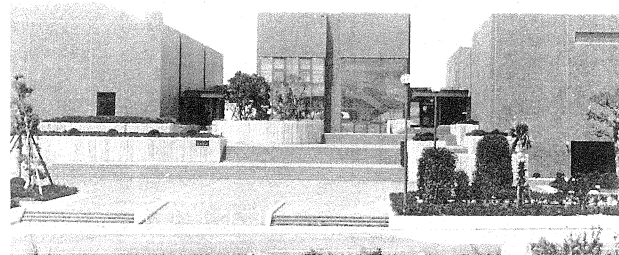
実行委員会事務局を担当する本県教育委員会としては、伝統的な文化遺産を継承しながら、新しい芸術文化創造の舞台となる本文化祭が、若い人たちの交流を深める場となり、今後、高等学校の芸術文化活動向上の気運が一層助長されることを期待している。

この文化祭の主催団体の一員として、具体的推進に大きな役割を果たしているのが、大分県高等学校文化連盟(高文連)である。結成以来二十六年の歴史を有し、「県民文化の苗床」を自負しながら、その活躍はめざましいものがある。

昭和五十一年から高等学校中央文化祭を開催し、音楽・演劇・美術工芸・書道・弁論・放送等十一部

門にわたって、優秀者（校）の出演によるフェスティバルを開催、高校生豊かな人間形成に大きな役割を果たしている。

(3) 大分県立芸術会館とその活動



大分県立芸術会館（全景）

県立芸術会館は、優れた芸術鑑賞の場であるとともに、県民の芸術文化の創造活動の拠点として、昭和五十二年九月にオープン。美術館と文化ホールの両部門を併設するユニークな文化施設である。ややもすれば、この種の施設が陥りがちな貸館の運営を極力抑え、自主文化事業を中心に、積極的に地域文

化の充実向上に努めている。
総合文化施設として設立したのは、芸術文化の各ジャンルの積極的な交流を促し、そのことによって、それぞれの創造の可能性を触発することを意図したものであるが、ここを舞台に生み出される県民オペラや県民演劇などに、すでにその成果を見いだすことができる。

幸い学芸第一課（美術館）、学芸第二課（文化ホール）とも大黒板行事表は、館の自主事業と利用団体の行事で埋めつくされている。

美術館部門では、昭和五十二年度一、八〇〇点の収蔵資料を集め、その一部を県内各地での巡回展として企画したり、県内在住作家の個展シリーズの開催や国立西洋美術館名品展など大型の誘致企画展を実施している。

一方、文化ホール部門では、舞台・照明・音響の各設備担当の専任職員を擁し、創作実験劇場や郷土出身音楽家のサマーコンサートシリーズを企画したり、ベルリン国立劇場管弦楽団の公演をプロデュースするなど、意欲的な運営に取り組んでいる。

(4) 芸術文化基金

大分県の文化行政は、県内の文化団体・関係者を結集して組織されている「大分県芸術文化振興会議」（事務局・県教育庁文化課）との連携を強化しながら、芸術文化振興のための行政課題の解決に取り組んでいる。特に、その基盤条件となっている文化施設の整備、創作人口の拡大、それに経済的基盤の確立である。

とりわけ、芸術文化団体の底流にくすぶり続けている活動資金確保の問題は、これまでの団体補助金の増額という方向から、芸術文化基金の設立という思い切った発想の転換をはかり、抜本的解決の方向へむかっている。

昨年六月の芸術文化振興会議の総会で事務局から

「芸術文化基金制度を設け、基金の運用利子をもつて各種の事業を行い、あるいは団体が実施する事業を助成する」ことを提案、十二月の理事会では基金の目標額を三億円とし、第一次基金計画（昭和五十四年より五十六年）を一億円として、県に基金条例の制定を働きかけていくことにしている。

二 文化財の保護

(1) 埋蔵文化財の調査と保存

急速に進む地域開発に対応する埋蔵文化財の調査と保存の事業は、本県でも文化財保護行政の大きな部分を占めている。

特に本県では、昭和四十六年の文化室発足以来、県北の宇佐市や県南の大野川流域などで進められている農業基盤整備事業に伴う遺跡の調査と保存が最大の課題となっており、これまで県下で行われた緊急発掘調査の大半は、この関係の調査であった。

開場整備事業など農業基盤整備事業にかかる遺跡の保護については、高速道路や新幹線あるいは住宅団地建設等とは、全く性格を異にする困難な問題があり、工事の面積の広大さは道路等の比ではなく、ひとたび遺跡所在地で工事が始められると、その被害の大きさは他の開発とは比べものにならないものになる。

長期にわたる、しかもさまざまな問題と積極的に取り組みながら、その中で調査体制の強化、関係機関との協議体制の確立を進めてきた。現在、本県の埋蔵文化財担当職員は十名であるが、そのうち八名が開場整備に伴う調査に従事している状況である。

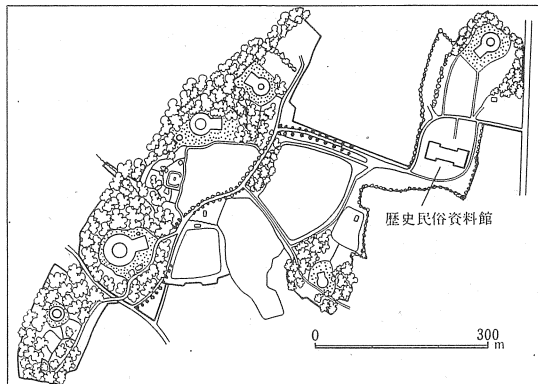
なお、これら農業基盤整備事業に伴う調査は、市町村の協力を得て、ほとんどすべての調査を市町村を事業主体として、国・県の補助金で対応するという形をとっている。この方式の中で、市町村における埋蔵文化財保護への関心がたかまってきており、

地域での保護体制強化にも役立っている。

このような状況の中で、昭和五十五年度から、九州横断自動車道、北大バイパス（国道一〇号線バイパス）の大型開発事業に伴う調査が始まる。現在の農業基盤整備事業に対応する調査体制を維持しながら、これから新しい受託事業にいかに対応するかが、今後の本県の大きな課題である。

(2) 宇佐風土記の丘・県立歴史民俗資料館の建設
全国八幡社の総社宇佐神宮を擁する宇佐市に「宇佐風土記の丘」を建設する作業を、かねてより進めてきたが、この風土記の丘は、古代の宇佐文化を支えた国造宇佐氏の墓域である川部・高森古墳群と宇佐神宮を結び、さらに神宮関係の主要史跡をセット

宇佐風土記の丘古墳公園計画構想図



したものである。

この中で、当面の建設事業の中心は、川部・高森古墳群周辺の史跡公園の建設と、その中核施設である歴史民俗資料館の建設である。資料館については、ただ出土品の陳列館にとどまらず、宇佐地方の文化財はもちろんで、近年全国的に脚光をあびている国東半島の「六郷満山」寺院を中心とする数知れぬ文化財、および県下の豊富な史跡等の保護の任にあたるべきものである。

そのため、調査・研究・保管部門の充実をはかり、これに展示公開・教育普及部門を加えて、床面積三、〇〇〇平方メートルの規模で建設する予定である。

現在、基本設計・実施設計の作業を進めており、五十四・五十五年度で建設をし、五十六年度には開館のはこびとなる。

資料館をとりまく史跡公園は、七基の前方後円墳を中心に整備し、休養広場・屋外展示場などを配置する。豊かな自然林と池、駅館川ごしに広がる宇佐平野の眺望と、まことに恵まれた条件にあり、史跡公園にふさわしい整備がされるはずである。

この史跡公園の一七ヘクタールの空間とメイン施設の資料館、そして史跡が一体となり、「うさ・くにさき」を中心とする史跡・文化財の調査・保護・公開のセンターの役割を果たすことになる。

(3) 文化財愛護思想の高揚と

文化財愛護少年団の結成

大分県下の指定文化財は六一八件に及んでおり、国指定文化財一〇七件、選択一件、県指定文化財四九二件、選択一八件である。

本県は石造美術品の宝庫といわれているように、県指定の有形文化財の大半は石造建造物であり、国の指定史跡は磨崖仏と古墳が大部分となっている。これらの所在は野外であり、したがってその保護のためには地域住民の協力が必要である。

そのため、文化財愛護思想の高揚と愛護団体の育成に力を注いでいる。これまで「文化財愛護ボスタ」」「文化財愛護の作文」「文化財愛護のいろはカルタ」を県下の小・中・高校生から募集し、それぞれ入選作品の巡回展、作文集の刊行、ステッカーの作成および配布を行ってきた。

愛護団体の育成では、特に「文化財愛護少年団」に力点をおき、現在、四〇をこえる団体の結成をみるに至った。本年度は新たに「大分県文化財愛護少年団連絡協議会」を結成し、県社会教育関係団体に登録するとともに、各地域の少年団の活動の一層の発展をめざしている。

幅広く活力あふれる文化行政

宮崎県の文化行政

井上鉄哉

(宮崎県教育委員会文化課長)

本県の自然的文化的特色

宮崎県は、神話と伝説に彩られ、また、緑と太陽に恵まれており、更にはこの風土にはぐくまれた人情味あふれる県民性と共に、「日本のふるさと」とも言われている。

本県では、この地域魅力と無限の可能性を大切な資産としながら、一方、近年大きく進展しつつある都市型の利便性、快適性の飛躍的な充実を県政の重要な基調としている。

このような「もの」と「ところ」の調和した活力ある「真の豊かさ」の達成にとって、文化行政は、「豊かなところ」づくりの重責を担って将来を模索している。

芸術文化の振興については、本県はひと頃主として交通の不便性のため、産業・文化等多くの面で陸の孤島といわれて来た。

このことは、又、県内における都市部と郡部の関

係においても同様であった。

このため、従来、中央の芸術文化との交流について、都市部は勿論、県内の都市部と郡部との関係でも努力して来た。

このような現状の中で、今年、置県百年を機に、県民文化の飛躍をめざして、一〇か年計画で総合文化公園の建設が決定された(宮崎大学農学部移転跡地・六ヘクタールに、県民文化の一大拠点として、美術館、ホール、図書館、県民広場等を設けるものである。)

また、着実に進展している交通網の整備、近い将来に予定されているテクノポリスの建設と併せ、本県芸術文化にとって画期的な時代の到来が近づきつつある。

文化財の保護については、本県は、神話伝承の豊富さにふさわしく、神像、神面、神鏡等にすぐれたものが多く、又、全国風土記の丘第一号の西都原古墳群等、多くの古墳を擁し、更には植物分布上の南

限地、北限地が混在しており、天然記念物の指定が多い等の特色をもっている。

この特色性の活用保護を中心に、これら県民の共有財産を通じて、県民の連帯の絆の深化につとめていく。

又、埋蔵文化財の保護については、五〇年代に入り、九州自動車縦貫道調査や宮崎学園都市調査等大型開発調査が行われ、九州初の県立埋蔵文化財センターの建設をはじめ、体制の整備が急速に行われ、一方、関係機関、県民の意識も高揚されつつある。今後、市町村体制の整備、開発との調整の円滑化を進め、「大地に刻まれた歴史」の保存・研究を確実にものとしていきたい。

以下、諸施策のうち、主なものをいくつか紹介することにする。

一 芸術文化の振興

1 顕彰事業

昭和二十五年から毎年一月三日の文化の日にあたり、学術・芸術・文化功労等の五部門について、本県文化の向上発達に特に顕著な業績をあげた方々に宮崎県文化賞を授賞、その努力を顕彰すると共に広く県民の意識の高揚を図っている。

現在までに一八四人と、一団体が受賞し、文化賞の意義は深く県民に定着している。

2 巡回公演

(1) 県青少年芸術劇場

県下全市町村の青少年に優れた音楽や演劇に接する機会を提供し、芸術への理解を深め豊かな心への動機を与え、健全育成を図ることを目的として、中央の音楽家、劇団を招き全市町村(四四)一会場、及び養護学校の小中学生を中心に、無料巡回公演を

昭和四二年度より実施している。

(2) 県親子劇場

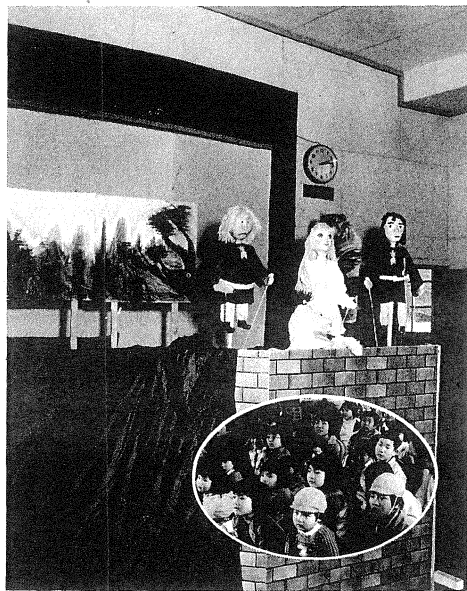
優れた舞台芸術を親子一緒に鑑賞する機会を提供し、芸術に対する親子の共通の理解と関心を家庭に広めることを目的に、昭和四九年度から毎年三市町村で県外の交響楽団等の無料公演を行っている。

主に郡部、へき地等、生の公演の機会が少ない地域を対象とし、好評を博している。

昨年六月九日には、九州交響楽団の迫力ある音響が、九州山脈の中央にあたる椎葉村の山並にこだました。

(3) 県移動ことも劇場

日頃、舞台芸術の鑑賞の機会が少ない郡部へき地のことも達対象に、県内の芸術文化団体による舞台芸術を鑑賞する機会を提供し豊かな情操の醸成



山間へき地の小学校で 人形劇を披露する「宮崎大学子どものためのプログラム研究会」(県移動ことも劇場)

を図ると共に、県内芸術文化団体の発表機会の拡大を図ることを目的に、小規模校を会場として県内のオーケストラ、オペラ、人形劇等の無料公演を二二会場で昭和四九年度から実施している。

(4) 県美術展覧会

広く県民に作品発表の場と鑑賞の機会を提供するため、昭和四九年度から県総合博物館を会場として、絵画、彫塑、書、写真、工芸、グラフィックデザイン等の六部門の公募展を実施。応募作品も年々増加し、五七年度は一点を超えた作品が搬入され、一〇日間をわたり入選作品(約三百点)を展示した。

(5) 高等学校総合文化祭

高等学校生徒による芸術文化部門の発表会を総合的に開催し、芸術文化に対する理解と関心を深め、相互の交流を進めることにより高等学校における芸術文化活動の振興を図るため、県高等学校文化連盟

(五四年度結成)と共催で、吹奏楽、音楽、演劇、美術、書、写真の六部門で県内各地に会場を移し、昭和五四年度より開催している。

(6) 総合博物館の活動

総合博物館は、博物館、美術館、埋蔵文化財センター、県民文化ホール、民家園、西都原資料館で構成し、それぞれの機能を發揮し県民の教養、調査研究の向上に資している。

今年度は特に、置県百年の記念特別展として、ピカソ、ユトリロ、ロートレッ

ク、ヴァン・ドングン等近代絵画の創始者の作品を中心に「モンマルトルの画家たち」展を開催、画期的入場者数を記録した。

(7) 文化団体、文化活動助成

各芸術文化団体相互の連絡協調を図り、県民文化の向上を期する目的で四四年に「宮崎県芸術文化団体連合会」が結成され、これに對し運営助成を行っているが、五四年の国体を機に、芸術連合は「県民芸術祭」を毎年開催今年は置県百年を記念して「ふるさと」(宮崎県の正調民謡)を公演、テレビ公開も行い、多くの県民の共感を博した。

また、県民の文化活動の奨励、援助を事業とする財団法人文化協会の基金造成に補助、五七年度に目標を達成し、本年度より所期の目的事業への一歩を踏み出すことになった。

二 文化財の保護

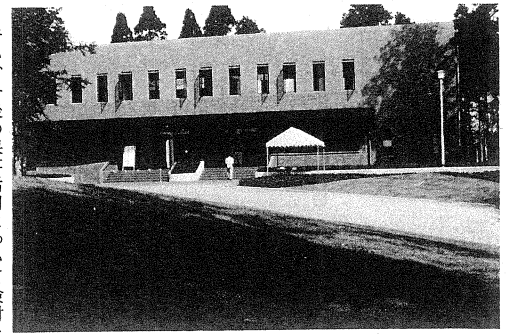
1 史跡等の保存整備

本県は古墳の宝庫といわれ、国指定古墳が二二件、基数にして九三基所在する。

一方、県指定古墳は六八件一四四五基が所在し、合わせて実に二、〇七六基にのぼる指定古墳が所在しており、これら古墳の保護が本県の文化財保護にとって大きな課題である。

国指定古墳群は、国庫補助を得、管理計画策定、土地の公有化、史跡公園としての整備等保護を進めてきたが、全国的に知られている西都原古墳群(四一年風土記の丘第一号)は、施設の建設を資料館半地下式)程度にとどめ、自然と一体化した環境づくりに徹したことにより、世評を高めている。

一方、県指定古墳は、ほとんどが戦前の指定で、戦争中の開墾、戦後の開発により、崩壊滅失もみられるところから、昭和五五・六年度の両年度、総点検事業



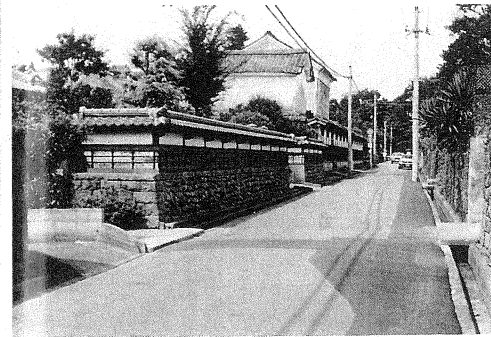
九州では初の県立埋蔵文化財センター
(昭和57年10月オープン)

を行い、今後の保存活用について検討を重ねている。
なお古墳以外の主要な文化財保存事業としては、串間市都井岬の野生馬の保護増殖、日南市飫肥の武家屋敷町並の保存整備を行っている。

また、我国に上陸産卵する唯一のウミガメであるアカウミガメ保護のため、全国的にも異例の延二三キロメートルの海岸線の指定、保護を関係市町村と協力し行っている。

2 文化財愛護思想の普及

文化財の保護は行政や関係者の力によるだけでは不十分であり、県民的課題として取組むべきである。そこで、文化財は地区のシンボル、連帯の核、心のよりどころといった基調に立ち、昭和五七年度より年次的に「文化財保護思想普及啓蒙事業」を開始している。



飫肥武家屋敷の町並保存整備も進み、7月に地元のリタサイクル協議会がはじめた貸自転車による見学者も多い。

昭和五七年度は、「宮崎県の文化財(B六判二三九頁)」を刊行し、学校、図書館等へ配布、「開発と文化財」(パンフレット)の開発関係者への配布、青少年が身近な文化財への意識を高めるよう、教育事務所単位で、指導者である教職員を対象に、貸切りバスによる「文化財巡り」の実施等を行った。

昭和五八年度は、「文化財巡り」、小・中高校生を対象にした文化財愛護ボスターの募集とボスター展等を実施することになっている。

なお、本県は、昭和四二年度より文化財愛護少年団が結成され、年々着実にその輪も広がり、現在四二団(一二三二八名)が、史跡、名勝、寺社等の清掃や、民具の調査収集、郷土芸能の伝承などの活動を進めている。

3 埋蔵文化財の保護

(1) 学園都市建設に伴う発掘調査
県民の永年の念願であった宮崎大学移転充実を目的とした学園都市建設事業が、現在、急ピッチで進められている。これに伴う埋蔵文化財調査は、当面の大きな課題である。

事業面積三〇〇ヘクタールの中で、調査対象面積は約三〇ヘクタールあり、地域振興整備公団からの委託を受け、五五年着手後、昨年度までに一二〇、二〇〇平方メートルを調査し、本年度は七九、〇〇平方メートルについて調査を実施している。

遺跡は多岐にわたっており、縄文期の竪穴住居約三〇、弥生期約一〇、平安期約一〇、掘立柱建物跡約七〇の集落遺構をはじめとして、方形周溝墓一基、中近世の石塔約四七〇を含む墓地等が検出されている。この調査を機に調査体制は大きく進展し、本県の埋文行政の基盤ができたといえる。

専門職員(五五年当初一名→現在九名)

組 織(五七年度埋蔵文化財係新設)

整理収蔵施設(五七年一〇月埋蔵文化財センター)

設置 面積一、五一七平方メートル)

(2) 埋蔵文化財調査補助員養成事業

県の調査体制は、学園都市遺跡発掘調査を機に強化されつつあるが、一方、近時緊急調査が増大化の傾向にある市町村では、県の強い指導にかかわらず、調査専門員の設置は一部の市を除き、実現していない。そこで、余力の少ない県調査員の調査援助の効率化を図るためには、当該市町村に、専門的な補助が可能な職員が養成されていることが必要である。

このため、本年度から、近く調査が予想される市町村の担当職員を対象に、三か年計画で調査補助員の養成事業を実施している。

今年度事業は、受講の市町村担当職員の埋蔵文化財保護への自覚と熱意の高まりの中で終了した。

地域に根ざした創造的な活動をめざす

——鹿児島県の文化行政——

本県の自然的文化的特色

鹿児島県は、九州本土南端に位置し、さらに黒潮に沿って南へ連なる南西諸島の大半を含み、南北全長六百キロメートルに及ぶ長大な範囲を占めている。しかも、そのほぼ中央部に、生物分布の境界線「渡瀬ライン」や、いわゆる大和文化圏と琉球文化圏を分ける境界が設けられており、わが国の自然や文化を考えるうえで極めて重要な位置を占めている。そのため、県内各地に特色ある天然記念物や、南北文化の交流を示す民俗文化財・特徴的な埋蔵文化財等が豊富に存在している。

これら豊かで特色ある自然的文化的条件のもとで、古来、すぐれた芸術家を輩出し、現在も独特の文化地域を形成している。

芸術文化の振興

本県では、県民に芸術鑑賞の機会を提供すると

猿 渡 侯 昭

(鹿児島県教育庁文化課長)

もに、住民が参加する地域文化活動の促進に努める一方、創作活動を奨励するための諸事業や、芸術文化団体及び芸術家等の活動の奨励を図っている。次に主な事業を挙げる。

1 県巡回劇場

感受性の強い青少年期に優れた生の芸術に触れさせ、強い感動を経験させることにより、芸術鑑賞能力を高め、豊かな情操のかん養に資するため、小・中学校、高等学校、特殊教育諸学校の児童生徒を対象とし、離島を含めて五十会場を巡回する。離島は、生の優れた芸術に触れる機会が少ないだけに、この公演に寄せる期待も大きい。本年度は、種子島屋久島で八公演を行う。音楽（声楽）、音楽（器楽）、舞踊（バレエ）、音楽（器楽・声楽）の四部門を県内の芸術文化団体の協力で実施する。すでに昭和四十七年度から取り組んでいる事業である。

2 県巡回公演

県民の舞台芸術鑑賞の機会を拡充し、芸術文化へ

の興味関心を図るため、県内の芸術文化団体の協力を得て実施している。オペラ、オーケストラ、バレエ、吹奏楽、合唱の五種目で十二会場を巡回している。作品は、大ホールで上演するにふさわしい規模のもので、芸術性に富んだものが選定されている。昭和四十七年度から実施され、十二年目を迎えるが、昨年度の鑑賞者は九千二百人であった。

3 県巡回秀作美術展



昭和四十九年度から実施しているこの美術展は、県内在住美術家の作品で、前年に展覧会等に発表した秀作の中から選んだ、日本画、洋画、彫塑、工芸、書の五部門、二十五点で構成されている。県下十一地区にある教育事務所単位に一一二会場を巡回展示し、地域の人々に親しまれている。

4 地域文化振興事業

各市町村が実施する文化活動や芸術文化鑑賞事業



に対し、地域の文化活動の掘り起こしや活動の動機づけを意図して、県が特別事業を派遣するもので、昭和五十六年度を初年度とする。文化施設に恵まれない、いわば文化的谷間にある地域へ派遣するというこの事業の趣旨からして、離島公演の度合いが高い。初年度は十三公演中、四公演、五十七年度は、船便が四日に一便の黒島での二公演を含めた七公演を実施し、中央の、生の、優れた芸術文化に接する機会に恵まれない人々に深い感銘を与えた。

5 県総合芸術祭

昭和五十二年以来、十月と十一月の二か月間にわたり、県民の意欲的な創作発表と、優れた芸術鑑賞の機会を拡充し、県民文化の高揚を図るため、県下一円において多彩な事業を展開している。

音楽祭、民俗芸能発表大会、舞踊祭等の「県主催行事」、各教育事務所単位に、舞台公演や作品展示等を盛り込んで行う「地区芸術祭」、各芸術文化団体が自主的に企画実施する「参加行事」から構成されており、五十七年度で約七万人が参加している。

6 文化団体等への助成と活動の促進

全県的な組織をもつ文化団体が行う二十余の事業に対して助成している。

本県では、文化振興基金は設立されていないが、県外・海外での県内芸術文化団体による公演にも積極的に取り組んでいる。鹿児島オペラ協会の東京公演（五十六年度）、国際交流の一環としての香港公演（五十七年度）、いずれも絶賛を博している。また、白鳥バレエ団がシンガポール公演（五十五年）に続いて、本年度は、イタリー・フェスティバル「ナポリの夏」に出演する予定である。

文化財の保護

1 文化財基本調査の実施

現在、本県では文化財保護の基礎資料を得るため、年次計画に基づいて文化財基本調査を進めている。

特に、昭和五十四年度から国庫補助を得て実施している「南九州の年中行事映像記録事業」は、民俗の宝庫としての本県の特性にかんがみ、県内各地で伝承されている重要な年中行事を十六ミリ映画・写真・文章により記録するもので、これまでに「夏祭り」と十五夜行事、「大隅・薩摩の春祭り」「奄美の豊年祭」「鹿児島正月行事」を完成し、今年度は「ホゼ（豊年祭）」と「戦成」を、作成する計画である。

また、県単事業として実施している「民俗手工業技術調査」は、民間伝承として伝えられてきた手工業技術保持者を全県的に把握し、特に記録保存を必要とする技術について八ミリ映画等によって記録するもので、昭和五十五年度から行っており、昭和五十七年度の野鍛冶の記録に続いて、本年度は竹細工の技術の記録を実施する。

このほか、昨年度から国庫補助を得て「中世城館跡調査」「民謡調査」を全県的規模で進めている。

2 文化財の保存管理

国指定文化財については、薩摩国分寺跡及び指宿橋牟礼川遺物倉含地の公有化整備、知覧重要伝統的建造物群の環境整備、世界的に注目を集めている出水平野のツルの食害対策事業等に、国庫補助に合わせ、県も補助を行って事業の促進を図っている。

県指定文化財については、指定文化財保存活用促進事業「補助制度」により、市町村が県指定文化財に

全県的にみると未発見の遺跡が多い。

そこで年次の分布調査を実施し、その結果は遺跡地名表（昭和三十六年、四十八年、五十二年）、遺跡地図（昭和四十二年、四十八年、五十年）として補完しつつ刊行し、文化財保護と開発事業の調整を図っている。

(3) 発掘調査

一般公共事業及び民間の行う開発事業に係る埋蔵文化財包蔵地の発掘調査のほか、県内の遺跡のうち、本県の文化を知るために重要な遺跡については、年間二、三件を選択し、範囲確認等の発掘調査を実施している。

さらに昨年度からは、本土と沖縄の文化的接点としての意味をもつ奄美大島地域の遺跡に主眼をおき、文化の解明及び遺跡の保護の方策を含めて調査することとしている。五十八年度は、あやまる遺跡（大島郡笠利町）、大田布遺跡（同伊仙町）、中甫遺跡（同知名町）の三遺跡を予定している。

(4) 出土遺物の展示・公開・管理

県教育委員会が発掘した出土文化財は、収蔵庫で整理保管しているが、そのうち約六百点は県立博物館（考古資料館）に展示・公開し、県民の文化財に対する関心の高揚、文化財愛護思想の普及啓発に努めている。

また、出土文化財の保存・管理・活用を図るため年間六千点ずつについて基本台帳作成事業を実施している。この台帳は将来の電算利用、研究のための利用を考慮して工夫されたものである。

関して実施する事業の促進を図っている。この事業は、指定文化財の補修環境整備等を行っても、その後の保存管理が適切でなければ、再び損傷・荒廃をもたらすので、文化財保存のための事業とともに、住民自らが理解と愛情をもって文化財を保護しようとする気運を醸成するという趣旨でメニュー化された文化財保存のための事業と文化財愛護思想普及のための事業を併せて補助するものである。

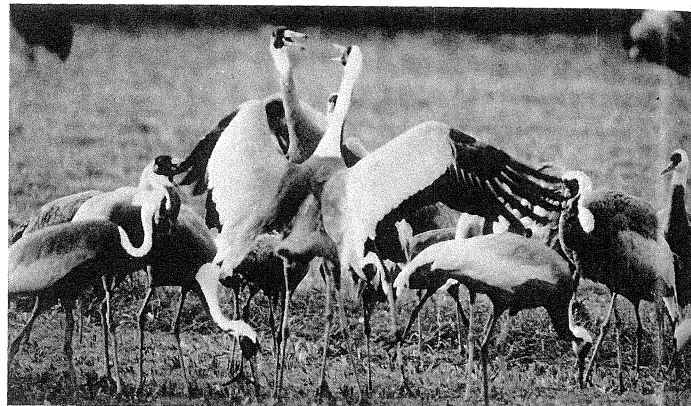
本県独自の制度として実施するこの制度と、全国的に実施している文化財パトロール制度とによって、近年、県指定文化財の保護は著しく進んだし、また、住民の認識も高まってきたといえる。

3 文化財愛護思想の普及

文化財は、その本来所在する場所で保存し活用することが原則であるという考えから、本県では、市町村の歴史民俗資料館建設の促進を図っている。十年前、文化課発足当時一館しかなかった歴史民俗資料館は、現在十三館を数えるに至っている。また、担当職員の高めのため「郷土館等研修講座」を開催し、基礎的な知識や技能の研修に努めている。

その他、文化財を郷土教育の教材として活用する際の資料として、さらに「親子でたずねる文化財の旅」という読物を県育英財団と協力して刊行し、県内外の好評を得たが、昭和五十七年度にはそれよりやや高度な内容を盛り込んだ「文化財の知識」を県文化協会の協力によって作成した。本年度からは、新しい試みとして、住民自らが郷土の自然や文化について調べ、考え、郷土への愛情を培うことを意図して「郷土を知る事業」を実施する。

4 埋蔵文化財の保護



出水平野のツル

(1) 基本方針の策定

埋蔵文化財の保護管理の充実、活用及び関係各機関等の事前協議体制確立のため昭和四十八年に「鹿児島県埋蔵文化財の保護と活用に関する基本方針」を策定している。

(2) 分布調査

現在までに約三千か所の遺跡が周知されているが、

格差の是正を図る沖縄県の文化行政



上 間 正 恒

(沖縄県教育委員会文化課長)

一、文化行政—その基本的な考え方

戦後、長期にわたり我が国の施政の外におかれた本県は、昭和四十七年五月十五日をもって本土に復帰した。新生沖縄県としての再出発である。敗戦から復帰までの二十七年間の長期にわたって、米国の施政権下にあった沖縄は、住民のたゆまぬ努力と創意工夫によって着実に復興し、そして発展を続けてきたが、苛烈な戦禍による尊厳と県土の破壊に加えて、長年にわたる本土との隔絶により、経済・社会等各分野で、本土との間に著しい格差を生ずるに至っている。

これらの格差を早急に是正するため、昭和四十七年度から五十六年度までの十年間の振興開発計画の策定がなされた。その中に「伝統文化」についての基本方針は次のように述べられている。「自然環境の保全及び伝統文化の保護育成」として、「広大な海洋多数の島しょ、変化に富む海岸線、多彩なさんご礁、特異な植物景観等の亜熱帯自然及び民俗芸能、工芸等の固有の伝統文化は、かけがえのない資産で

ある。このため、これらの自然環境の保全と伝統文化の保護育成を積極的にすすめる。そして、具体的な事項として次のように詳細に記述する。「日本の古い伝統の上に中国、朝鮮及び東南アジア諸国の強い影響を受けて創造された沖縄県の独自の文化のもとに、戦前数多くの文化財が存在したが、今次の大戦でそのほとんどが破壊されたので、文化財の調査・研究、修理・復元、環境整備、防災施設の整備を図り、とくに戦災文化財の復元を積極的に推進するとともに、埋蔵文化財の保存・発掘・出土品の整理を行い、風土記の丘、歴史民俗資料館の建設を推進する。また、沖縄県に伝承されている民俗芸能等伝統芸能や、染織・陶器その他伝統工芸を保護育成するとともに、芸術鑑賞や創作活動を推進し、そのための場となる県民総合文化会館の建設を図る。また、文化団体の育成強化し、さらに、国際交流を図るため、国際会議場等の施設の設置を推進する。」これらの開発計画基本方針を踏まえて、毎年各具体的事業の執行がなされることになるが、五十五年度の県政運営の重点施策の文化については次のとお

普及を図るため、県立博物館において七月に展示会を開催する。昨年度・県指定の美術工芸展を開催し好評を博したのに引き続いて行うので、来年度は埋蔵文化財の展示を予定している。

(3) 今帰仁城跡環境整備

史跡等の環境整備事業の一環として、国指定史跡、県指定有形文化財・名勝の今帰仁城跡を、本年度より十五年の長期計画で、石垣修理工事、遺構発掘調査、遺構の整備、石垣の写真測量等を行う。

今帰仁城は、沖縄本島北部海岸今泊の南約一・五キロメートルほど登りつめた丘上にある。南は懸崖幽谷を隔てて背後の連山に連なり、東と北は四、五〇メートルの断崖の下を志慶満川が流れ、西方のみが台地に続く天然の要がいである。

築城年代は十四世紀と思われる。十七世紀半ばには廃城となる。最高所の主郭を中心とした連郭式で、礎石や石垣や遺構がよく残り、外郭の石垣が大きく、屏風形の曲線をえがいた沖繩屈指の石城である。

(4) 重要無形文化財等後継者養成

県内の重要無形文化財や重要無形民俗文化財に指定された芸能・工芸技能並びに民俗芸能の保存・伝承のため、後継者養成事業を実施している。芸能が三件、工芸関係が九件、民俗芸能が四件である。芸能のうち「組踊」を紹介しよう。

「組踊」は、舞踊、台詞、音楽の三つの要素からなる楽劇であり、一七二八年(享保三年)に玉城朝薫によって創作された。その目的は、琉球王の戴冠式に来島する中国からの使者冊封使を歓待するためである。玉城朝薫は、本土の能や歌舞伎にも精通していたので、その様式と沖繩の伝説を筋として、中国の芸能などを参考にして作りあげたと言われている。復帰前の昭和四十二年、当時の琉球政府文化財保護

委員会で重要無形文化財に指定し、十四名を技能保持者として認定、さらに復帰と同時に、雅楽・能・歌舞伎・人形浄瑠璃文楽と同じく日本を代表する芸能として重要無形文化財の指定を受けた。



組踊「萬歳敵討」(重要無形文化財)

(5) 県立総合文化センターの建設の推進

県内の文化財の保存活用と県民の芸術文化活動及び自然活動の場として、県立総合文化センター建設構想があり、その具体化を図るための諸準備を推進している。すべての文書を取集し整理研究する文書館、埋蔵文化財と民俗文化財の展示と研究を受け持つ考古民俗資料館、三〇万平方メートルの原生林の

りである。「郷土の歴史や文化を理解し、優れた文化財の保存とその活用を通して将来の文化の創造・発展に資するため、戦災文化財の復旧、史跡等整備、建造物保存整備、文化財調査及び無形文化財等後継者養成に努める。更に、県民の芸術文化活動への積極的参加を図るため、県芸術祭、高等学校芸術文化祭等の諸行事を開催する。特に文化財の保存活用及び芸術文化活動並びに自然科学の調査・研究・教育活動のための県立文化施設の設置を推進する。」

振興開発計画から本年度の重点施策に至るまでを要約すると、本県の文化行政の意図するところは、①伝統文化の保護育成を積極的に進める、②文化施設の建設を推進する、の二点に示られる。

二、本年度の主な事業

(1) 県芸術祭及び高等学校芸術文化祭

県内の優れた芸術作品を広く一般に公開し、理解と認識を深めてもらうとともに、芸術鑑賞の機運を高め、芸術の創造と発展に寄与して県民文化の向上を図る。古典芸能・民俗芸能・邦楽・洋舞・吹奏楽・合唱・交響楽の舞台部門と、美術・工芸・写真等の展示部門を、那覇市・沖縄市を中心として、十一月から十二月の期間に開催する予定である。また、高等学校における生徒の優れた文化活動部門を一堂に集め、広く県民に披露して、自信と誇りをもたせることによって、高等学校生徒の文化活動の促進を図りたい。演劇・音楽・舞踊・美術・工芸・書道の各種目を県高校文化連盟と共催する。

(2) 国・県指定文化財天然記念物展

亜熱帯性の自然に恵まれた本県には、現在国指定三九件、県指定三九件、計七八件の天然記念物がある。これらの天然記念物への理解とその保護思想の

中に設ける自然史博物館、県民会館・美術館・多目的ホールの三つの機能をもつ「芸術センター」の四施設が答申の中から浮かび上がってきた。復帰当初からの県政の重要な課題であり大きなプロジェクトである。そして、満二か年にもわたる慎重な審議の結果の答申である。その早急な実現が待た望まれている。したがって、今年度内にはその実施計画案の作成と設置までのプロセスを具体化しておきたいと考えている。

三、今後の施策

本県には、「文化施設」が極端に少ない。五十五年三月の「文化財保護行政資料」(文化庁文化財保護部)で見ると明白である。復帰後の振興開発計画により、各分野とも本土との著しい格差を解消するための事業が急ピッチで進められてきた。教育文化の面では、学校施設に最重点がおかれて校舎や体育館が本土並みに整備された。だが、その反面、社会教育施設や社会体育施設などは大幅に遅れ、とりわけ「文化施設」はこれからの一大プロジェクトであると言える。第一次振興計画の中で構想のあった「風土記の丘」も消滅し、「歴史民俗資料館」建設も未だに実現できず、「県民総合文化会館」や「国際会議場」の設置も今なお流動的である現状から、文化関係団体の焦燥の色は隠せない。幸い第一次計画も五十六年度で終了し、引き続き五十七年度から六十六年度までの十年間を第二次計画として策定中であるので、これまで全く不振であった社会教育施設と同じように、県はもちろん、市町村段階の「文化施設」が本土並みに整備されるよう努めたい。

次に、史跡等の整備等の環境整備に早急に取り組まねばならない。というのは、本年度の主な事業の

国・県指定文化財件数一覧
(昭和55年4月30日現在)

計	保存技術	無形文化財	民俗文化財	記念物	有形文化財										種別	
					記念物				古文書・典籍	工芸	彫刻	絵画	建造物	国指定 (国選定)	県指定 (県選定)	合計
					天然地	記念植	動物	天然記念物保護区								
85	1	2	1	3	1	16	19	3	2	22	3	2	0	0	10	
187	0	7	5	5	6	27	5	1	12	52	11	21	10	4	21	
272	1	9	6	8	7	43	24	4	14	74	14	23	10	4	31	

一つとして紹介した今帰仁城跡環境整備と同種のもので現に整備中のものが、座喜味城跡、勝連城跡、識名園と数少ない。が、これから着手すべき未整備の史跡や旧国宝建造物の復元すべきものが数多くあり、すべてが緊急度の高いものばかりである。とりわけ、首里城跡の整備、旧国宝の正殿の復元を何よりも優先して措置することが望まれている。琉球大学の移転も年次的に実施されているので、城跡の環境整備実施のための計画策定の準備を進めている。その他戦災で破壊された史跡等の整備事業も、市町村と連携して長期・年次的に配慮するよう、計画に万全を期したい。

三番目に「文化財の指定とその活用」に力点をお

きたい。五十五年四月現在で、文化財件数は国指定八五件、県指定一八七件、計二七二件で、くわしくは別表のとおりである。

他県に比べて決して少ない件数ではないが、未指定のものが国・県合わせて約四五〇件ほどある。指定文化財二七二件のうち、復帰後の指定は三〇％の八二件である。これまでのように年平均一〇件程度では四、五十年もかかることになる。十年計画で対応したいと考えている。もちろん、国・県指定と併行して市町村指定もその促進方を図るよう努めたい。なお、指定された文化財の適正な管理と有効な活用策に、積極的に対処するよう十分に努めたいと考えている。

これまで文化財保護を主とするその具体的施策を述べてきたが、「文化行政振興長期計画の策定」もまた本県の取り組むべき最重要課題であると思う。

沖縄の文化は日本文化の特異な支流であると言われる。また、「一小島しよ」にして一千年の独自の文化史を有する」とも言われている。

この沖縄の風土から生まれた文化をもっと広めたい、そして限りなく高めたいと常日頃話し合っている。私たちは、沖縄の文化の独自性を理解し、優れた豊富な文化財に囲まれていることを自ら意識するようになければならないと考える。そのための特色ある文化行政を目指して努めていきたい。

最後になりましたが、復帰後の本県の文化振興に多大な力を貸していただいた文化庁、沖縄開発庁、並びに都道府県教育委員会の関係者の皆さんに厚く、感謝申し上げます、今後とも本土との格差の解消が早急に図れるよう、ご協力・ご指導を切に願ひして拙文を閉じます。